

女川原子力発電所 2 号機

新規制基準対応設備に関する電気事業法に基づく工事計画手続きの整理について

新規制基準対応等で設置又は設置を計画している設備等（以下「新規制基準対応設備」という。）に関する電気事業法に基づく工事計画手続きとの関係について、事業者の整理方針を平成 27 年 1 月 23 日に電気事業連合会より原子力規制庁及び経済産業省へ説明した。

この事業者整理方針に基づき、女川 2 号機における新規制基準対応設備等に関する電気事業法に基づく工事計画手続き要否等について、以下のとおり整理した。

1. 原子力発電工作物の保安に関する命令 別表第 1 及び別表第 2 に係る整理

(1) 整理方針

炉規制法での別表第 2 及び技術基準規則の対応条文と、原子力発電工作物の保安に関する命令（以下「保安命令」という。）での別表第 2 及び技術基準省令の対応条文との記載事項を比較し、新規制基準対応設備が電気事業法に基づく工事計画の対象となるか否かを整理した。

(2) 整理結果

新規制基準対応設備のうち、別紙に示す工事については、**保安命令別表第 1 より**電気事業法に基づく工事計画認可申請もしくは工事計画届出を行い、認可後もしくは届出 30 日経過後に工事を開始する予定としている。

なお、別紙に示す工事以外については、炉規制法別表第 2 に新たに記載が追加された項目あるいは、炉規制法での技術基準規則に新たに追加又は変更された要求事項に対して工事計画手続きを行うことから、電気事業法に基づく工事計画手続きは不要であることを確認した。

添付資料-1 に保安命令別表第 2 での工事計画手続き要否の整理結果を示す。

2. 保安命令 別表第 3 及び別表第 4 に係る整理並びに原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第 4 条該当設備の整理

(1) 整理方針

新規制基準対応設備が、保安命令別表第 3 に記載されている公害防止に関する工事計画手続き対象事項に該当するかどうか及び電気関係報告規則第 4 条に基づく公害防止に関する届出事項に該当するかどうかを整理した。なお、大気汚染防止法におけるばい煙発生施設は、固定発生源が規制の対象となっていることから、可搬型の内燃機関については、固定発生源に該当するかどうかについても整理した。

(2) 整理結果

新規制基準対応設備は、ガスタービン機関及び可搬型窒素ガス供給装置の設置を除き、保安命令別表第 3 及び電気関係報告規則第 4 条に基づく手続きの対象設備に該当しないことを確認した。

可搬型の内燃機関については、車両等により移動して使用する設備であること、使用するのが重大事故等で一時的であることから、固定発生源には該当しないと判断できる。

なお、可搬型の内燃機関等で、恒常に使用する等使用形態の変更が必要となった場合に

は、改めて工事計画等の手続き要否について監督官庁へ確認を行うこととする。

添付資料-2 に保安命令別表第 3, 4 での工事計画手続き要否の整理結果を、添付資料-3 に電気関係報告規則第 4 条での届出要否の整理結果を示す。

以上

工事計画認可申請及び届出に係る工事

a. 工事計画認可申請に係る工事

- 残留熱除去設備の残留熱除去系主要弁の改造
- 残留熱除去設備の残留熱除去系主配管の改造
- 非常用炉心冷却設備の高圧炉心スプレイ系主配管の改造
- 非常用炉心冷却設備の低圧炉心スプレイ系ポンプの改造
- 原子炉冷却材補給設備の原子炉隔離時冷却系主配管の改造
- 原子炉冷却材浄化設備の原子炉冷却材浄化系主配管の改造
- 制御材の制御棒（ハフニウム板）の廃止
- 使用済燃料貯蔵設備の使用済燃料プールの制御棒貯蔵容量の変更
- 生体遮へい装置の中央制御室しゃへい壁の改造
- 気体、液体又は固体廃棄物処理設備のサプレッションプール水貯蔵系主要弁および主配管の廃止
- 原子炉格納容器の配管貫通部の改造
- 圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器調気系主要弁の改造
- 圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器調気系主配管
- その他の電源装置の無停電交流電源用静止形無停電電源装置の改造
- その他の電源装置の 125V 蓄電池 2A 及び 2B の改造

b. 工事計画届出に係る工事

- 残留熱除去設備の残留熱除去系主要弁の改造
- 原子炉冷却材補給設備の補給水系主配管の改造
- 制御用空気設備の高圧窒素ガス供給系主配管の改造
- 使用済燃料貯蔵設備の制御棒貯蔵ラックの改造
- 放射線管理用計測装置のモニタリングポスト（第1号機設備、第1、2、3号機共用）の改造
- 気体、液体又は固体廃棄物処理設備のサプレッションプール水貯蔵系のサプレッションプール水貯蔵タンク（第1、2号機共用）を廃止
- 気体、液体又は固体廃棄物処理設備のサプレッションプール水貯蔵系のサプレッションプール水貯蔵タンク（第1号機設備、第1、2号機共用）の共用取り止め
- 壇その他の設備について、サプレッションプール水貯蔵系廃止に伴う壇の廃止
- 廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置（第1号機設備、第1、2号機共用）について、サプレッションプール水貯蔵系廃止に伴い共用取り止め

女川原子力発電所2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続を要否整理表

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)				技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)	電気事業法手続きの要否と理由
発電用原子炉設置の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)	電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)	技術基準省令 (省令62号)	要:○ 否:×	否の理由(*)	
1. 原子炉本体	沸騰水型 発電用原子炉施設 に係るものにあっては、次の事項	1 原子炉本体	沸騰水型 原子力発電設備 に係るものにあっては、次の事項				
1.1 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数(減速材温度係数、燃料棒温度係数及び出力反応度係数)並びに減速材の名称、種類及び組成	1 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数(減速材温度係数、燃料棒温度係数、減速材ボイド係数及び出力反応度係数)並びに減速材		1 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数(減速材温度係数、燃料棒温度係数、減速材ボイド係数及び出力反応度係数)並びに減速材				
1.2 炉心	2 炉心に係る次の事項		2 炉心に係る次の事項				
(1) 炉心形状、格子形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径	(1) 炉心形状、格子形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径		(1) 炉心形状(チャンネルボックスの主要寸法及び材料を付記すること)、格子形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径				
(2) 燃料体最高燃焼度(初装荷及び取替の別並びに燃料材、燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること)及び核燃料物質の最大装荷量	(2) 燃料体最高燃焼度(初装荷及び取替の別並びに燃料材、燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること)及び核燃料物質の最大装荷量		(2) 燃料の種類、燃料集合体平均濃縮度又は富化度(初装荷及び取替の別に記載すること)、燃料集合体最高燃焼度(初装荷及び取替の別に記載すること)及び燃料の最大装荷量				
(3) 燃料材の最高温度	(3) 燃料材の最高温度		(3) 燃料材の最高温度				
(4) 熱的制限値(最小限界出力比及び最大線出力密度)	(4) 熱的制限値(最小限界出力比及び最大線出力密度)		(4) 熱的制限値(最小限界出力比及び最大線出力密度)				
1.3 燃料体	3 燃料体の名称、種類、主要寸法及び材料(初装荷及び取替の別に記載すること。)		3 取替燃料集合体タイプ1(9×9燃料(A型)) 取替燃料集合体タイプ2(9×9燃料(B型))				
1.4 チャンネルボックス	4 チャンネルボックスの主要寸法及び材料	5	チャンネルボックス				
1.6 炉心支持構造物	6 炉心支持構造物に係る次の事項		6 炉心支持構造物に係る次の事項				
(1) 炉心シユラウド及びシユラウトサポートの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(1) 炉心シユラウド シユラウトサポート 炉心シユラウド支持ロッド	5 5 5	イ 炉心シユラウド及びシユラウトサポートの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5 5 5	x x x	2-A.③ 2-A.③ 2-A.③	
(2) 上部格子板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	上部格子板	5	ロ 上部格子板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	x	2-A.③	
(3) 炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	炉心支持板	5	ハ 炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	x	2-A.③	
(4) 燃料支持金具の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	中央燃料支持金具 周辺燃料支持金具	5 5	二 燃料支持金具の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5 5	x x	2-A.③ 2-A.③	
(5) 制御棒案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	制御棒案内管	5	ホ 制御棒案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	x	2-A.③	
1.7 原子炉圧力容器	7 原子炉圧力容器に係る次の事項		7 原子炉圧力容器に係る次の事項				
(1) 原子炉圧力容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに監視試験片の種類、初装荷個数及び取付箇所	原子炉圧力容器	5	4 原子炉圧力容器に係る次の事項				
(2) 原子炉圧力容器支持構造物に係る次の事項			(1) 原子炉圧力容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに監視試験片の種類、初装荷個数及び取付箇所	5	x	2-A.③	
イ 支持構造物の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	原子炉圧力容器支持スカート	5	(2) 原子炉圧力容器支持構造物に係る次の事項				
ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	原子炉圧力容器基礎ボルト	5	イ 支持構造物の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	x	2-A.③	
(3) 原子炉圧力容器付属構造物に係る次の事項			ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	x	2-A.③	
イ 原子炉圧力容器スタビライザの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	原子炉圧力容器スタビライザ	5	(3) 原子炉圧力容器付属構造物に係る次の事項				
ロ 原子炉格納容器スタビライザの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	原子炉格納容器スタビライザ	5	イ 原子炉圧力容器スタビライザの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	x	2-A.③	
ハ 中性子計測ハウジングの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	中性子計測ハウジング	5	ロ 原子炉格納容器スタビライザの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	x	2-A.③	
二 制御棒駆動機構ハウジングの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	制御棒駆動機構ハウジング	5	ハ 中性子計測ハウジングの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	x	2-A.③	
ホ 制御棒駆動機構ハウジング支持金具の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	制御棒駆動機構ハウジング支持金具	5	二 制御棒駆動機構ハウジングの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	x	2-A.③	
ト ジェットポンプ計測管貫通部シールの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	ジェットポンプ計測管貫通部シール	5	ホ 制御棒駆動機構ハウジング支持金具の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	x	2-A.③	
チ 差圧検出・ほう酸水注入配管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	差圧検出・ほう酸水注入配管(ティーオリジN11ノズルまでの外管)	5	ト ジェットポンプ計測管貫通部シールの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	x	2-A.③	
(4) 原子炉圧力容器内部構造物に係る次の事項			チ 差圧検出・ほう酸水注入配管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	x	2-A.③	
イ 蒸気乾燥器の蒸気乾燥器ユニット及び蒸気乾燥器ハウジングの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	蒸気乾燥器ユニット 蒸気乾燥器ハウジング	5 5	(4) 原子炉圧力容器内部構造物に係る次の事項				
ロ 気水分離器及びスタンダードパイプの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	気水分離器 スタンダードパイプ	5 5	イ 蒸気乾燥器の蒸気乾燥器ユニット及び蒸気乾燥器ハウジングの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5 5	x x	2-A.③ 2-A.③	
ハ シュラウドヘッドの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	シュラウドヘッド	5	ロ 気水分離器及びスタンダードパイプの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5 5	x x	2-A.③ 2-A.③	
ニ ジェットポンプの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	ジェットポンプ	5	ハ シュラウドヘッドの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5	x	2-A.③	
ホ スパージャ及び内部配管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	給水スパージャ 高圧炉心スプレイスパージャ 低圧炉心スプレイスパージャ 残留熱除去系配管(原子炉圧力容器内部) 高圧炉心スプレイス系配管(原子炉圧力容器内部) 低圧炉心スプレイス系配管(原子炉圧力容器内部) 差圧検出・ほう酸水注入配管(原子炉圧力容器内部)	5 5 5 5 5 5 5	ニ ジェットポンプの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5	x	2-A.③	
ヘ 中性子東計測案内管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	中性子東計測案内管	5	ホ スパージャ及び内部配管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5 5 5 5 5 5 5	x x x x x x x	2-A.③ 2-A.③ 2-A.③ 2-A.③ 2-A.③ 2-A.③ 2-A.③	
8 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	ヘ 中性子東計測案内管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5	x	2-A.③	
9 原子炉本体に係る工事の方法			5 原子炉本体の適用基準及び適用規格	—	—	—	

女川原子力発電所2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続を要否整理表

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

				原子力発電物語の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)				電事法手続きの要否と理由					
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則		設備名		電気工作物の種類		記載すべき事項		技術基準省令 (省令62号)			
2 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設		設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。)				4 燃料設備		沸騰水型原子力発電設備に係るものにあっては、次の事項		要:○ 否:×			
2.1 燃料取扱設備	1 燃料取扱設備に係る次の事項					1 燃料取扱設備に係る次の事項		(1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器の名称、種類、容量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	5.26 5.26 5.26	燃料交換機 原子炉建屋クレーン 燃料チャンネル差脱機	× × ×	2-A-2-B-3 2-A-2-B-3 2-A-2-B-3	
2.3 使用済燃料貯蔵設備	3 使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項					3 使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項		(1) 使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5.26.69	使用済燃料プール	○	(認可)	
	(1) 使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数					(2) 使用済燃料運搬用容器ピットの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5	キャスクピット		×	2-A-3		
	(2) 使用済燃料運搬用容器ピットの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数					(3) 使用済燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5.69	使用済燃料貯蔵ラック		×	2-A-3		
	(3) 使用済燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数					(4) 破損燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5.69	制御棒・破損燃料貯蔵ラック		×	2-A-3		
	(4) 破損燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数					(5) 制御棒貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5	制御棒貯蔵ラック	○	(届出)			
	(5) 制御棒貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数					(6) 制御棒貯蔵ハンガの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5	制御棒貯蔵ハンガ		×	2-A-3		
	(6) 制御棒貯蔵ハンガの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数					(8) 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	34.47 34.47 34.47 34.47 34.47 34.47 69.73	燃料ブール冷却浄化系ポンプ入口温度 燃料貯蔵プール水温度 燃料貯蔵プール水位 燃料ブールライナードレン漏えい 使用済燃料ブール水位/温度(ガイドバルス式) 使用済燃料ブール水位/温度(ヒーターモード)	25 25 25 25 25 — —	×	①-3 ①-3 2-B-3 2-B-3 2-B-2-C 2-C		
2.4 使用済燃料貯蔵槽冷却净化設備	4 使用済燃料貯蔵槽冷却净化設備に係る次の事項					4 使用済燃料貯蔵槽冷却净化設備に係る次の事項		(1) 熟熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	69	燃料ブール冷却净化系熟交換器	—	×	2-C-3
	(1) 熟熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)					(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	69	燃料ブール冷却净化系ポンプ	—	×	2-C-3		
	(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)					(3) スキマーサージ槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	69	スキマーサージタンク	—	×	2-C-3		
	(3) スキマーサージ槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数					(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	5 5.69 69	DBクラス3管 DBクラス3/SAクラス2管 SA/ラス2管	5 5 —	×	2-A-2-B-3 2-A-2-B-2-C-3 2-C-3		
	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)					(7) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	69	大容量送水ポンプ(タイプI)	(5条の2第2項)	×	④		
	(7) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)					(9) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	69	SAクラス2管 SAクラス3管	(5条の2第2項) (5条の2第2項)	×	②-0-4 ②-0-4		
	(8) 主配管(スフレイバッダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)					(11) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	69	大容量送水ポンプ(タイプI)	—	×	②-C		
	(8) 主配管(スフレイバッダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)					(13) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	69	可搬型ストレーナ	—	×	②-C		
	(10) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)					(15) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	69	SA/クラス2管 SA/クラス3管	—	×	②-C		
	(10) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)					(17) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	69.70	大容量送水ポンプ(タイプII)	—	×	②-C		
	(12) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)					(19) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	69.70	SAクラス3管	—	×	②-C		
	(12) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)					(21) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	69.70	SA/クラス3管	—	×	②-C		
	(14) 主配管(スフレイバッダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)					(23) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	69.70	SA/クラス2管	—	×	②-C		
	(14) 主配管(スフレイバッダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)					(25) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	69.70	SA/クラス3管	—	×	②-C		
	(16) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)					(27) 燃料設備の適用基準及び適用規格	—	—	—	—	—		
	(16) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)										—		
2.5 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	5 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格										—		
2.6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法	6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法										—		

* 否の理由 ①: 炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二に体該当項目なし
②-A: 炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B: 炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C: 炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③: 既設設備で電事法別表第一に係る改修・修理を行わない
④: 炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(別表第二)(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)				原子力発電工作物の保安に関する命令(別表第二)(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)			
記載すべき事項		技術基準規則		設備名		記載すべき事項	
設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。)						設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。)	
3. 原子炉冷却系統施設		沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの(蒸気タービンに係るものを除く。)にあっては、次の事項		2. 原子炉冷却系統設備		沸騰水型原子力発電設備に係るものにあっては、次の事項	
3.3 原子炉冷却材再循環設備		3. 原子炉冷却材再循環設備に係る次の事項		3. 原子炉冷却材再循環設備に係る次の事項		3. 原子炉冷却材再循環設備に係る次の事項	
3.3.1 原子炉再循環系	(1) ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、慣性定数又は回転速度半減時間、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(インターナルポンプにあっては、原動機の冷却方式及び定格回転速度を付記すること。)		5	原子炉再循環ポンプ		(1) ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、慣性定数又は回転速度半減時間、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(インターナルポンプにあっては、原動機の冷却方式及び定格回転速度を付記すること。)	
	(2) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所		—	—		(2) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	
	(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料		5	DBクラス1管		(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	
3.4 原子炉冷却材の循環設備		4. 原子炉冷却材の循環設備に係る次の事項		4. 原子炉冷却材の循環設備に係る次の事項		4. 原子炉冷却材の循環設備に係る次の事項	
3.4.1 主蒸気系	(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数		5,61	主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ 主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ		(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	
	(5) 主蒸気流量制限器(改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものに除く。)の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、制限流量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所		5	主蒸気流量制限器		(5) 主蒸気流量制限器(改良型沸騰水型原子力発電設備に係るものに除く。)の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、制限流量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	
	(6) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数(自動減圧機能を有する場合は、その個数を付記すること。)、取付箇所及び吹出場所		5,57,61	B21-F001A,C,E,H,J,L B21-F001B,D,F,G,K		(6) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数(自動減圧機能を有する場合は、その個数を付記すること。)、取付箇所及び吹出場所	
	(7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(主蒸気隔離弁にあっては、閉止時間及び漏えい率を付記すること。)		5	B21-F002A,B,C,D B21-F003A,B,C,D		(7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(主蒸気隔離弁にあっては、閉止時間及び漏えい率を付記すること。)	
	(8) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料		5	DBクラス1管 DBクラス1/SACラス2管		(8) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	
			5	DBクラス2管			
			5	DBクラス3管			
			5,61	DBクラス3/SACラス2管 SAクラス2管			
3.4.2 復水給水系	(7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(主蒸気隔離弁にあっては、閉止時間及び漏えい率を付記すること。)		5	B21-F052A,B B21-F053A,B		(7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(主蒸気隔離弁にあっては、閉止時間及び漏えい率を付記すること。)	
	(8) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料		5	DBクラス1管 DBクラス2管		(8) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	
			5	DBクラス3管			
3.4.3 給水加熱器ドレンベンチ系	(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数		5	低圧第1給水加熱器ドレンタンク		(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	
	(6) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数(自動減圧機能を有する場合は、その個数を付記すること。)、取付箇所及び吹出場所		5	N23-F055A,B		(6) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数(自動減圧機能を有する場合は、その個数を付記すること。)、取付箇所及び吹出場所	
	(8) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料		5	DBクラス3管		(8) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	
			5	DBクラス3管			
3.4.4 復水浄化系	(8) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料		5	DBクラス3管		(8) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	
3.4.5 抽気系	(8) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料		5	DBクラス3管		(8) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	

女川原子力発電所2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。

○赤文字は、炉規則と別表第一の記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

女川原子力発電所2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続を要否整理表

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通産省令第七十七号)		技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		電事法手続きの要否と理由
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。)			記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。)	技術基準省令 (省令62号)	
3.6.2 低圧炉心スプレイ系	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	32,62	低圧炉心スプレイ系ポンプ	2 原子炉冷却系統設備	17	○(認可)
3.6.3 高圧代替注水系	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	60 60,71 60	高圧代替注水系ターピングンプ 復水貯蔵タンク SAクラス2管	— — —	5 5 5	× ②-A,②-C,③ × ①,②-A,②-C,③ × ②-C
3.6.4 原子炉隔離時冷却系	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	60 60,71 57,60 60	原子炉隔離時冷却系ポンプ 復水貯蔵タンク E51-F059 SAクラス2管	— — — —	5 5 5 5	× ②-C,③ × ①,②-C,③ × ①,②-C,③ × ②-C,③
3.6.5 低圧代替注水系	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	62 62,71 57,62 57,62 62	直流水駆動低圧注水系ポンプ 復水移送ポンプ 大容量送水ポンプ(タイプⅠ) 復水貯蔵タンク SAクラス2管 SAクラス3管	— — — — —	5 5 5 5 5	× ②-C,③ × ①,②-C,③ × ①,②-C,③ × ②-C,③ × ①,②-C,③
3.6.6 代替循環冷却系	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	62 62 57,62 57,62 62	代替循環冷却ポンプ 残留熱除去系ストレーナ(A) E71-F010 E22-F023 SAクラス2管 SAクラス3管	— — — — —	5 5 5 5 5	× ②-C × ①,②-C × ①,②-C,③ × ②-C,③ × ①,②-C,③
3.6.7 ほう酸注入系	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	60 60,71 57,60 57,60 62	ほう酸注入系ポンプ ほう酸注入系貯蔵タンク C41-F003A,B C41-F022 SAクラス2管	— — — — —	5 5 5 5 5	× ②-C,③ × ①,②-C,③ × ①,②-C,③ × ①,②-C,③ × ②-C,③
3.6.8 残留熱除去系	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	62 62 57,62 57,62 62	残留熱除去系ポンプ(A),(B) 残留熱除去系ポンプ(C) 残留熱除去系ストレーナ(A) 残留熱除去系ストレーナ(B) 残留熱除去系ストレーナ(C) E11-F048A E11-F048B E11-F048C SAクラス2管	— — — — — — — — —	5 5 5 5 5 5 5 5 5	× ②-C,③ × ②-C,③ × ①,②-C,③ × ①,②-C,③ × ②-C,③ × ①,②-C,③ × ①,②-C,③ × ②-C,③ × ②-C,③
3.6.9 代替水源移送系	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	71 71 71	大容量送水泵(タイプⅠ) 大容量送水泵(タイプⅡ) SAクラス2管 SAクラス3管	— — — —	5 5 5 5	× ②-C × ②-C × ②-C × ②-C

* 否の理由
 ①: 炉規則別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二に体該当項目なし
 ②-A: 炉規則DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
 -B: 炉規則DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
 -C: 炉規則SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
 ③: 既設設備で電事法別表第一に係る改修・修理を行わない
 ④: 炉規則SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

女川原子力発電所2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続を要否整理表

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)				原子力発電物語の保安に関する命令【別表第三】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)			
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。)	技術基準規則	設備名	記載すべき事項 電気工作物の種類	技術基準省令 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。)	電法手続きの要否と理由 要:○ 否:×	
3.7 原子炉冷却材補給設備	7 原子炉冷却材補給設備に係る次の事項			2 原子炉冷却系統設備			
3.7.1 原子炉隔離時冷却系	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数 及び取付箇所	5,33	原子炉隔離時冷却系ポンプ	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	5,16	×	2-A.(2)-B.(3)
	(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	E51-F007	(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	×	2-A.(3)
	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	E51-F008	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	2-A.(3)
3.7.2 補給水系	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数 及び取付箇所	—	復水移送ポンプ	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	×	③
	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5,33	復水貯蔵タンク	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5,16	×	2-A.(2)-B.(3)
	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	DBクラス2管	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	2-A.(3)
3.8 原子炉補機冷却却設備	8 原子炉補機冷却却設備に係る次の事項			8 原子炉補機冷却却設備に係る次の事項			
	(2) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)	5,62,83,64,65,66 5,62,83,64	原子炉補機冷却却水系熱交換器(A),(C) 原子炉補機冷却却水系熱交換器(B),(D)	(1) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	5 5	×	2-A.(2)-C.(3) 2-A.(2)-C.(3)
	(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)	5,62,83,64,65,66 5,62,83,64 5,62,83,64,65,66 5,62,83,64	原子炉補機冷却却水ポンプ(A),(C) 原子炉補機冷却却水ポンプ(B),(D) 原子炉補機冷却却海水ポンプ(A),(C) 原子炉補機冷却却海水ポンプ(B),(D)	(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	5 5 5 5	×	2-A.(2)-C.(3) 2-A.(2)-C.(3) 2-A.(2)-C.(3) 2-A.(2)-C.(3)
3.8.2 高圧炉心スフレイブ機冷却水系(高圧炉心スフレイブ機冷却海水系を含む。)	(5) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)	5,62,83,64,65,66 5,62,83,64	原子炉補機冷却却水サージタンク(A) 原子炉補機冷却却水サージタンク(B)	(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)	5 5	×	①
	(6) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)	5,62,83,64,65,66 5,62,83,64	原子炉補機冷却却海水系ストレーナ(A),(C) 原子炉補機冷却却海水系ストレーナ(B),(D)	(4) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること)	5	×	2-A.(3)
	(9) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること)	5,62,83,64,65,66 66	DBクラス3管 DBクラス3管 DBクラス3/SAクラス2管 DBクラス3/SAクラス2管 DBクラス3/SAクラス2管 DBクラス3/SAクラス2管	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5,16 5 5,16 5 5,16 5,16	×	2-A.(2)-C.(3) 2-A.(2)-C.(3) 2-A.(2)-C.(3) 2-A.(2)-C.(3) 2-A.(2)-C.(3) 2-A.(2)-C.(3)
3.8.3 原子炉補機代替冷却水系	(2) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)	5,63	高圧炉心スフレイブ機冷却却水系熱交換器	(1) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	5	×	2-A.(2)-C.(3)
	(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)	5,63	高圧炉心スフレイブ機冷却却水ポンプ 高圧炉心スフレイブ機冷却却海水ポンプ	(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	5 5	×	2-A.(2)-C.(3) 2-A.(2)-C.(3)
	(5) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)	5,63	高圧炉心スフレイブ機冷却却水サージタンク	(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	①
3.9 原子炉冷却材浄化設備	(6) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)	5,63	高圧炉心スフレイブ機冷却却海水系ストレーナ	(4) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること)	5,63	×	2-A.(2)-C.(3)
	(9) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること)	5,63	DBクラス3/SAクラス2管	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	2-A.(2)-C.(3)
	(2) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)	5,63,84,65,66,69	原子炉補機代替冷却却水系熱交換器ユニット(熱交換器)	(1) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	(5条の2第2項)	×	2-C.(4)
3.9.1 原子炉冷却材浄化系	(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)	5,63,84,65,66,69 5,63,84,65,66,69	原子炉補機代替冷却却水系熱交換器ユニット(ポンプ) 大容量送水泵(タイプ1)	(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	(5条の2第2項) (5条の2第2項)	×	2-C.(4) 2-C.(4)
	(5) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)	5,63,84,65,66,69 5,63,84,64,69	原子炉補機冷却却水サージタンク(A) 原子炉補機冷却却水サージタンク(B)	(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	×	①
	(6) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)	5,63,84,65,66,69	原子炉補機代替冷却却水系熱交換器ユニット(ストレーナ)	(4) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること)	(5条の2第2項)	×	2-C.(4)
3.9.2 原子炉冷却材浄化設備	(9) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること)	69 62,63,64 62,63,64,69 62,63,64,65,66 62,63,64,65,66,69 62,63,64,65,66,69 62,63,64,65,66,69	SAクラス2管 SAクラス2管 SAクラス2管 SAクラス2管 SAクラス2管 SAクラス3管	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	(5条の2第2項) (5条の2第2項) (5条の2第2項) (5条の2第2項) (5条の2第2項) (5条の2第2項)	×	2-C.(4) 2-C.(4) 2-C.(4) 2-C.(4) 2-C.(4) 2-C.(4)
	(4) 主配管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	G31-F002	(6) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	2-A.(3)
	(6) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5 5 5,33 5	G31-F003 DBクラス1管 DBクラス2管 DBクラス2管 DBクラス3管	(7) 原子炉冷却材浄化設備に係る次の事項	5 5 5,16 5	×	2-A.(3) 2-A.(3) O (認可) 2-A.(3)

* 否の理由 ①: 炉規則別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二に体該当項目なし
②-A: 炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B: 炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C: 炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③: 既設設備で電事法別表第一に係る改修・修理を行わない
④: 炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

女川原子力発電所2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手手続き要否整理表

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

				* 否の理由 ①: 炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二に体該当項目なし ②-A: 炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし -B: 炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし -C: 炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし ③: 既設設備で電事法別表第一に係る改修・修理を行わない ④: 炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない			
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)	技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)			記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		要:○ 否:× 否の理由(*)	
3.10 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置	10 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	—	—	2 原子炉冷却系統設備	10 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	—	
3.11 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格	11 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	11 原子炉冷却系統設備	11 原子炉冷却系統設備の適用基準及び適用規格	—	
3.12 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)に係る工事の方 法	12 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)に係る工事の方法					—	
3.13 蒸気タービン	蒸気タービンに係るものにあっては、次の事項		9 蒸気タービン			—	
3.13.1 蒸気タービン本体	1 蒸気タービン本体に係る次の事項					—	
	(2) 車室、円板、隔壁、噴口、翼、車輪の主要寸法及び材料並びに管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	火力技術基準配管	2 車室、円板、隔壁、噴口、翼、車輪の主要寸法及び材料並びに管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	× ②-A.③	
	(3) 調速装置及び非常調速装置の種類並びに調速装置で制御される主要弁の種類、駆動方法及び個数	5 5 5	主蒸気止め弁 蒸気加減弁 組合せ中間弁	3 調速装置及び非常調速装置の種類並びに調速装置で制御される主要弁の種類、駆動方法及び個数	5 5 5	× ②-A.③ × ②-A.③ × ②-A.③	
	(4) 復水器に係る次の事項			4 復水器に係る次の事項		—	
	イ 種類、冷却水温度、冷気面積及び材料	5	復水器	(1) 種類、冷却水温度、冷気面積及び材料	5	× ②-A.③	
3.13.2 蒸気タービンの附属 設備	2 蒸気タービンの附属設備に係る次の事項			6 蒸気タービンに附属する熱交換器(湿分分離器を含む。)に係る次の事項		—	
	(2) 热交換器(湿分分離器を含む。)に係る次の事項			(1) 種類、容量又は発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること。)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること。)、主要寸法、材料並びに個数	5	× ②-A.③	
	イ 種類、容量又は発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること。)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること。)、主要寸法、材料並びに個数	5	湿分分離加熱器	(2) 蒸気タービンに附属する管等に係る次の事項		—	
	(4) 管等に係る次の事項			(1) 主配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	× ②-A.③	
	イ 主配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて補助給水設備その他の重大事故等に対処するためのものにあっては、常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	5	火力技術基準配管	(2) 蒸気ため、ドレンタンクの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料	5 5	× ②-A.③ × ②-A.③	
3.13.3 蒸気タービンの基本 設計方針、適用基準及び適用規格	ロ 蒸気ため、ドレンタンクの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料	5	湿分分離加熱器第1段加熱器ドレンタンク 湿分分離加熱器第2段加熱器ドレンタンク	(3) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—	
	ハ 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—	9 蒸気タービンの基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	
	3 蒸気タービンの基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—			—	
	4 蒸気タービンに係る工事の方法	4 蒸気タービンに係る工事の方法				—	
	蒸気タービンに係る工事の方法					—	

女川原子力発電所2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続を要否整理表

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)				技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)	電気事業法手続きの要否と理由
発電用原子炉設置の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)	技術基準規則	電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)	技術基準省令 (省令62号)	要:○ 否:×	否の理由(*)
4.計測制御系統設置							
沸騰水型 発電用原子炉施設に係るもの(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。)にあっては、次の事項							
4.1 制御方式及び制御方法			3 計測制御系統設備				
(1) 発電用原子炉の制御方式	発電用原子炉の反応度の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、発電用原子炉の圧力の制御方式、発電用原子炉の水位の制御方式及び安全保護系その他重大事故等発生時に発電用原子炉を安全に停止するための回路の制御方式	59,61	発電用原子炉の反応度の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、発電用原子炉の圧力の制御方式、発電用原子炉の水位の制御方式及び安全保護系その他重大事故等発生時に発電用原子炉を安全に停止するための回路の制御方式	1 制御方式及び制御方法			
(2) 発電用原子炉の制御方法	制御棒の位置の制御方法、原子炉再循環流量の制御方法、ほう酸水注入設備の制御方法、発電用原子炉の圧力の制御方法、給水の制御方法及び安全保護系等の制御方法	59,61	制御棒の位置の制御方法、原子炉再循環流量の制御方法、ほう酸水注入設備の制御方法、発電用原子炉の圧力の制御方法、給水の制御方法及び安全保護系等の制御方法	(1) 原子炉の制御方式			②-C,③
4.2 制御材	2 制御材に係る次の事項			(2) 原子炉の制御方法			②-C,③
(1) 制御棒の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、最大反応度値(制御棒グループごとに引抜く場合は、グループ及び一本の別に記載すること。)、主要寸法、個数及び落下速度	36,59	制御棒		2 制御材に係る次の事項			
(2) ほう酸水の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、負の反応度添加率及び貯蔵量	59	ほう酸水		(1) 制御棒の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、最大反応度値(制御棒グループごとに引抜く場合は、グループ及び一本の別に記載すること。)、主要寸法、個数及び落下速度	23	○(認可)	
4.3 制御材駆動装置	3 制御材駆動装置に係る次の事項			(2) ほう酸水の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、負の反応度添加率及び貯蔵量	—	×	②-C,③
(1) 制御棒駆動機構の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数、取付箇所、駆動速度及び挿入時間並びに電動駆動の場合にあっては原動機の種類、出力、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5,59	制御棒駆動機構		3 制御材駆動装置に係る次の事項			
(2) 制御棒駆動水圧装置に係る次の事項				(1) 制御棒駆動機構の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数、駆動速度及び挿入時間並びに電動駆動の場合にあっては原動機の種類、出力及び個数	5	×	②-A,②-C,③
□ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5,59 5,59 5		・水圧制御ユニット(アクチュレータ) ・水圧制御ユニット(窒素容器) ・スクラム排出容器	(2) 制御棒駆動水圧装置に係る次の事項			
二 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5,59		C12-D001-126 C12-D001-127	□ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,②-C,③
ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	5 5,59 5,59 5,59 5,59		DBクラス2管 DBクラス3管 DBクラス2/SACラス2管 DBクラス3/SACラス2管 SAクラス2管	二 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	×	②-A,②-C,③
4.4 ほう酸水注入設備	4 ほう酸水注入設備に係る次の事項			ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5 5 5 5 —	× × × × ×	②-A,③ ②-A,③ ②-A,③ ②-A,③ ②-C,③
4.4.1 ほう酸水注入系	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所 並びに原動機の種類、出力、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5,59	ほう酸水注入系ポンプ	4 ほう酸水注入設備に係る次の事項			
(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5,59,71		ほう酸水注入系貯蔵タンク	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,②-C,③
(3) 安全弁及び逃げ弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5,57,59 5,57,59		C41-F003A,B C41-F022	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,②-C,③
(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	59 5,59		SAクラス2管 DBクラス2/SACラス2管	(3) 安全弁及び逃げ弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	×	①,②-A
				(4) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③ ②-A,②-C,③

* 否の理由 ①: 炉規法別表第二での追加記載項目であり、電気事業法第二に体該当項目なし
②-A: 炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電気事業法での技術基準に変更なし
-B: 炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電気事業法での技術基準に変更なし
-C: 炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電気事業法での技術基準に変更なし
③: 既設設備で電気事業法別表第一に係る改修・修理を行わない
④: 炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電気事業法では技術基準第5条の第2項の対応設備に相当するが、電気事業法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

女川原子力発電所2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

- 黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
- 赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)			技術基準規則		設備名		原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令 (省令62号)		電法事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。)		電気工作物の種類		記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。)		技術基準省令 (省令62号)		要:○ 否:×		否の理由(*)	
4.5 計測装置	5 計測装置に係る次の事項(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。)						3 計測制御系統設備	5 計測装置に係る次の事項(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。)				
	(1) 起動領域計測装置(中性子源領域計測装置、中間領域計測装置)及び出力領域計測装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		6.73	起動領域モニタ			(1) 起動領域計測装置(中性子源領域計測装置、中間領域計測装置)及び出力領域計測装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数	5	×	2-A.(2)-C.(3)		
	(2) 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力、温度又は流量(代替注水の流量を含む。)を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		5.73	出力領域モニタ			(2) 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力、温度又は流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数	5	×	2-A.(2)-C.(3)		
			5	原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力				5	×	2-A.(2)-C.(3)		
			73	高圧止水栓注水系ポンプ出口圧力				5	×	2-C		
			73	直流水駆動低圧注水系ポンプ出口圧力				5	×	2-C		
			73	代替循環冷却ポンプ出口圧力				5	×	2-C		
			6.73	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力				5	×	2-A.(2)-C.(3)		
			6.73	高圧炉心スフレイ系ポンプ出口圧力				5	×	2-A.(2)-C.(3)		
			73	残留熱除去系ポンプ出口圧力				5	×	2-C		
			73	低圧炉心スフレイ系ポンプ出口圧力				5	×	2-C		
			73	復水移送ポンプ出口圧力				5	×	2-C		
			5.73	残留熱除去系熱交換器入口温度				5	×	2-C		
			5.73	残留熱除去系熱交換器出口温度				5	×	2-C		
			5	原子炉冷却材浄化系入口流量				5	×	2-A.(2)-C.(3)		
			73	高圧止水栓注水系ポンプ出口流量				5	×	2-A.(2)-C.(3)		
			73	残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量)				5	×	2-C		
			73	残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ポンプ洗浄流量)				5	×	2-C		
			73	直流水駆動低圧注水系ポンプ出口流量				5	×	2-C		
			73	代替循環冷却ポンプ出口流量				5	×	2-C		
			6.73	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量				5	×	2-A.(2)-C.(3)		
			6.73	高圧炉心スフレイ系ポンプ出口流量				5	×	2-A.(2)-C.(3)		
			6.73	残留熱除去系ポンプ出口流量				5	×	2-A.(2)-C.(3)		
			6.73	低圧炉心スフレイ系ポンプ出口流量				5	×	2-A.(2)-C.(3)		
	(3) 原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		5.73	原子炉圧力			(3) 原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数	5	×	2-A.(2)-C.(3)		
			5.73	原子炉圧力(SA)				5	×	2-C		
			5	原子炉水位				5	×	2-A.(2)-C.(3)		
			5.73	原子炉水位(広帯域)				5	×	2-A.(2)-C.(3)		
			5.73	原子炉水位(燃料域)				5	×	2-A.(2)-C.(3)		
			73	原子炉水位(SA広帯域)				5	×	2-C		
			73	原子炉水位(SA燃料域)				5	×	2-C		
	(4) 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		5.73	ドライウェル圧力			(4) 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数	5	×	2-A.(2)-C.(3)		
			6.73	圧力制御室圧力				5	×	2-A.(2)-C.(3)		
			6.73	ドライウェル温度				5	×	2-A.(2)-C.(3)		
			5.73	圧力制御室内空気温度				5	×	2-A.(2)-C.(3)		
			5.73	サブリッジ・ヨンブルー水温度				5	×	2-A.(2)-C.(3)		
			73	原子炉格納容器下部温度				5	×	2-C		
			5.67.73	格納容器内空気酸素濃度				5	×	2-A.(2)-C.(3)		
			67.73	格納容器内水素濃度(D/W)				5	×	2-A.(2)-C.(3)		
			67.73	格納容器内水素濃度(S/C)				5	×	2-C		
			5.34.67.73	格納容器内空気水素濃度				5	×	2-C		
	(5) 非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		73	復水貯蔵タンク水位				—	—	①.②-C		
	(7) 原子炉冷却材再循環流量(改良型沸騰水型発電用原子炉設施に係るものにあっては、炉心流量)を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		5	原子炉再循環ポンプ入口流量			(6) 原子炉冷却材再循環流量(改良型沸騰水型原子炉発電設備に係るものにあっては、炉心流量)を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数	5	×	2-A.(3)		
	(10) 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		73	原子炉格納容器代替スフレイ流量				—	—	①.②-C		
	(11) 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		73	原子炉格納容器代替スフレイ流量				—	—	①.②-C		
	(12) 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		68.73	原子炉建屋内水素濃度				—	—	①.②-C		
4.6 原子炉非常停止信号(常設)	6 原子炉非常停止信号の種類、検出器の種類、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)原子炉非常停止に要する信号の個数及び設定値並びに原子炉非常停止信号を発信させない条件		12	原子炉圧力高			6 原子炉非常停止信号の種類、検出器の種類及び個数、原子炉非常停止に要する信号の個数及び設定値並びに原子炉非常停止信号を発信させない条件	—	—	2-B.③		
			12	原子炉水位低(レベル3)				—	—	2-B.③		
			12	ドライウェル圧力高				—	—	2-B.③		
			12	主蒸気管放射能高				—	—	2-B.③		
			12	原子炉モードスイッチ「停止」				—	—	2-B.③		
			12	手動				—	—	2-B.③		
			12	地雷加速度大				—	—	2-B.③		

女川原子力発電所2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

				* 否の理由 ①: 炉規制法別表第二での追加記載項目であり、電気事業法別表第二に体該当項目なし ②-A: 炉規制法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電気事業法での技術基準に変更なし -B: 炉規制法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電気事業法での技術基準に変更なし -C: 炉規制法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電気事業法での技術基準に変更なし ③: 既設設備で電気事業法別表第一に係る改修・修理を行わない ④: 炉規制法SA技術基準要求による対象設備であり、電気事業法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電気事業法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない										
				技術基準規則		設備名		原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		電気事業法手続きの要否と理由				
				記載すべき事項		電気工作物の種類		記載すべき事項		技術基準省令 (省令62号)				
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)				記載すべき事項		電気工作物の種類		記載すべき事項		要: ○ 否: ×				
4.7 工学的安全施設等の起動信号 (常設)	発電用原子炉設施の種類				記載すべき事項		設備名		記載すべき事項		要: ○ 否: ×			
	設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。)								記載すべき事項		否の理由(*)			
	7 工学的安全施設等の起動信号の種類、接出器の種類、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)、工学的安全施設等の起動に要する信号の個数及び設定値並びに工学的安全施設等の起動信号を発信させない条件													
							(1)主蒸気隔離弁 主蒸気隔離弁 原子炉水位低(レベル2) 主蒸気隔離弁 主蒸気管圧力低 主蒸気隔離弁 主蒸気管放射能高 主蒸気隔離弁 主蒸気管トネル温度高 主蒸気隔離弁 主蒸気管流量大 主蒸気隔離弁 復水器真空度低		3 計測制御系統設備		7 工学的安全施設起動信号の種類、接出器の種類及び個数、工学的安全施設起動に要する信号の個数及び設定値並びに工学的安全施設起動信号を発信させない条件			
							(2)その他他の原子炉格納容器隔離弁 その他の原子炉格納容器隔離弁(1) ドライウェル圧力高 その他の原子炉格納容器隔離弁(1) 原子炉水位低(レベル3) その他の原子炉格納容器隔離弁(2) 原子炉水位低(レベル3) その他の原子炉格納容器隔離弁(3) 原子炉水位低(レベル2)				7 工学的安全施設起動信号の種類、接出器の種類及び個数、工学的安全施設起動に要する信号の個数及び設定値並びに工学的安全施設起動信号を発信させない条件			
							(3)非常用ガス処理系 非常用ガス処理系 原子炉建屋原子炉棟放射能高 非常用ガス処理系 ドライウェル圧力高 非常用ガス処理系 原子炉水位低(レベル3)							
							(4)高圧炉心スプレイ系 高圧炉心スプレイ系 ドライウェル圧力高 高圧炉心スプレイ系 原子炉水位低(レベル2)							
							(5)低圧炉心スプレイ系 低圧炉心スプレイ系 ドライウェル圧力高 低圧炉心スプレイ系 原子炉水位低(レベル1)							
							(6)残留熱除去系 残留熱除去系 低圧注水系 ドライウェル圧力高 残留熱除去系 低圧注水系 原子炉水位低(レベル1) 残留熱除去系 格納容器スプレイ冷却系 手動							
							(7)自動減圧系 自動減圧系 原子炉水位低(レベル1)とドライウェル圧力高の同時信号							
							(8)代替制御棒挿入機能 ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能) 原子炉圧力高 ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能) 原子炉水位低(レベル2)							
							(9)代替原子炉再循環ポンプトリップ機能 ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) 原子炉圧力高 ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) 原子炉水位低(レベル2)							
							(10)自動減圧系作動阻止機能 ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能) 原子炉水位低(レベル2)と中性子束高の同時信号							
							(11)代替自動減圧機能 代替自動減圧回路(代替自動減圧機能) 原子炉水位低(レベル1)							
4.8 制御用空気設備	8 制御用空気設備に係る次の事項						8 制御用空気設備に係る次の事項							
	4.8.1 高圧室素ガス供給系				(2)容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		61 高圧室素ガスボンベ		(2)容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数		— × 2-C,③			
					(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		5,33,57,61 P54-F065A,B		(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所		5,16 × 2-A,②-C,③			
					(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)		5,33 DBクラス2管 DBクラス3管 61 SAクラス2管 61 SAクラス3管 5,33,61 DBクラス2/SAクラス2管 DBクラス3/SAクラス2管 5,33,61		(4) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料		5,16 × 2-A 5,16 × 2-A — × 2-C — × 2-C 5,16 × 2-C 5,16 × 2-C ○ (届出) ○ (届出)			
	4.8.2 代替高圧室素ガス供給系				(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		61 高圧室素ガスボンベ		(2)容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数		— × 2-C			
					(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		57,61 P54-F1005A,B		(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所		— × 2-C			
					(6) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)		61 SAクラス2管 61 SAクラス3管		(4) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料		— × 2-C — × 2-C			
	4.10 計測制御系統施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格				10 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格		— — —		10 計測制御系統設備の適用基準及び適用規格		— — —			
	4.11 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)に係る工事の方法										—			

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

女川原子力発電所2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続を要否整理表

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通産省令第七十七号)		技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第三】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		電気事業法手続きの要否と理由
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)			記載すべき事項 電気工作物の種類	技術基準省令 (省令62号)	要:○ 否:× 否の理由(*)
6. 放射線管理施設	沸騰水型 発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項			5 放射線管理設備		
6.1 放射線管理用計測装置	1 放射線管理用計測装置に係る次の事項(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。)			1 放射線管理用計測装置に係る次の事項(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。)		
	(1) プロセスモニタリング設備に係る次の事項			(1) プロセスモニタリング設備に係る次の事項		
	イ 主蒸気管中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数	5	主蒸気管放射線モニタ	イ 主蒸気管中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(監視・記録の場所を付記すること。)及び個数	5	× 2-A.③
	ロ 原子炉格納容器本体内外の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数	5.73 5.73	格納容器内空気放射線モニタ(D/W) 格納容器内空気放射線モニタ(S/C)	ロ 原子炉格納容器本体内外の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(監視・記録の場所を付記すること。)及び個数	5 5	× 2-A.②-C.③ × 2-A.②-C.③
	ハ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数	5.34.47 5.34.47	燃料取替エリ放射線モニタ 原子炉建屋原子炉建屋排気放射線モニタ	ハ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(監視・記録の場所を付記すること。)及び個数	5.21.22 5.21.22	× 2-A.②-B.③ × 2-A.②-B.③
		12	気体廃棄物処理設備エリ放射線モニタ		—	× 2-B.③
		67.73 73	フィルタ装置出口放射線モニタ 耐圧強化ベンチ系放射線モニタ		—	× 2-C
	(2) エリアモニタリング設備に係る次の事項			(2) エリアモニタリング設備に係る次の事項		
	ハ 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数	76	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	—	—	× 1.②-C
	ニ 使用済燃料貯蔵エリアの線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数	34.47 69.73 69.73	燃料交換フロア放射線モニタ 使用済燃料ブール上部空間放射線モニタ(低線量) 使用済燃料ブール上部空間放射線モニタ(高線量)	口 使用済燃料貯蔵エリアの線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(監視・記録の場所を付記すること。)及び個数	20.21.25.26 — —	× 2-B.③ × 2-C × 2-C
	(3) 固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(監視・記録の場所を付記すること。)及び個数	84 84	モニタリングボスト(第1号機設備, 第1.2号機共用) 構内ダストモニタ(第1号機設備, 第1.2号機共用)	(3) 固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(監視・記録の場所を付記すること。)及び個数	20 20	○(届出) × 2-B.③
	(4) 移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、個数 及び取付箇所	75.76 75 75 75	可搬型モニタリングボスト α線サーベイメータ β線サーベイメータ γ線サーベイメータ	(4) 移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数	— — — —	× 2-C.③ × 2-C.③ × 2-C.③ × 2-C.③
6.2 換気設備(中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置するもの(非常用のものに限る。)並びに放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一時に設置する可搬型のものを除く。)に係る次の事項	2 換気設備(中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置するもの(非常用のものに限る。)並びに放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一時に設置する可搬型のものを除く。)に係る次の事項			2 換気設備(中央制御室に設置するもの(非常用のものに限る。)、非常用ガス処理設備として設置するもの及び放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一時に設置する可搬型のものを除く。)に係る次の事項		
6.2.1 中央制御室換気空調系	(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	5.38.74	DBNonクラス/SAクラス2管	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5.24.02	× 2-A.②-C.③
	(4) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数 及び取付箇所 並びに原動機の種類、出力、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)並びに設計上の空気の流入率	5.38.74 5.38.74	中央制御室送風機 中央制御室再循環送風機	(1) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	5.24.02 5.24.02	× 2-A.②-C.③ × 2-A.②-C.③
	(5) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数 及び取付箇所 並びに原動機の種類、出力、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)並びに設計上の空気の流入率	5.38.74	中央制御室排風機	(2) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	5.24.02	× 2-A.②-C.③
	(6) フィルター(公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。)の名称、種類、効率、主要寸法、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5.38.74	中央制御室再循環フィルタ装置	(3) フィルター(公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。)の名称、種類、効率、主要寸法及び個数	5.24.02	× 2-A.②-C.③
6.2.2 緊急時対策所換気空調系	(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	76	SAクラス2管	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	× 2-C
	(4) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数 及び取付箇所 並びに原動機の種類、出力、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)並びに設計上の空気の流入率	76	緊急時対策所非常用送風機	(1) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	× 2-C
	(6) フィルター(公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。)の名称、種類、効率、主要寸法、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	76	緊急時対策所非常用フィルタ装置	(3) フィルター(公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。)の名称、種類、効率、主要寸法及び個数	—	× 2-C
6.2.3 中央制御室待避所加圧空気供給系	(1) 容器(中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の加圧を目的として設置するものに限る。)の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材質、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	74	中央制御室待避所加圧設備(空気ポンベ)	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	× ①
	(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	74	SAクラス2管	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	× 2-C
	(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	74	SAクラス3管	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	× 2-C
6.2.4 緊急時対策所加圧空気供給系	(1) 容器(中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の加圧を目的として設置するものに限る。)の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材質、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	76	緊急時対策所加圧設備(空気ポンベ)	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	× ①
	(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	76	SAクラス2管	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	× 2-C
	(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	76	SAクラス3管	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	× 2-C

女川原子力発電所2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続を要否整理表

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

				原子力発電物語の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)				電事法手続きの要否と理由				
記載すべき事項		技術基準規則		設備名		電気工作物の種類		記載すべき事項		技術基準省令(省令62号)		
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。)							* 否の理由 ①: 炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二に体該当項目なし ②-A: 炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし -B: 炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし -C: 炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし ③: 既設設備で電事法別表第一に係る改修・修理を行わない ④: 炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない			要: ○ 否: ×	否の理由(*)
発電用原子炉施設の種類	3 生体遮蔽装置(一次遮蔽、二次遮蔽、補助遮蔽、中央制御室遮蔽、原子炉遮蔽並びに緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。使用済燃料運搬用容器の放射線遮蔽材、使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材、放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽材及び一時に設置するものを除く。)の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料	38.42.74.76 38.42.74.76 38.42 38.42.74.76 38.42.74 74 5 76	2次しゃへい壁(原子炉建屋原子炉棟外壁) 補助しゃへい(原子炉建屋) 補助しゃへい(タービン建屋) 補助しゃへい(制御建屋) 中央制御室しゃへい壁 中央制御室待避所遮蔽 原子炉しゃへい壁 緊急時対策所遮蔽	5 放射線管理設備	3 生体遮蔽へい装置(一次遮へい、二次遮へい、補助遮へい、中央制御室遮へい及び原子炉遮へいに限る。使用済燃料運搬用容器の放射線遮へい材、使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮へい材、放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮へい材及び一時に設置するものを除く。)の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料	24の2.27 24の2.27 24の2.27 24の2.27 24の2.27 24の2.27 — — 5 —	2-B.②-C.③ 2-B.②-C.③ 2-B.③ 2-B.②-C.③ 2-B.②-C.③ ○(認可) 2-C.③ 2-A.③ 2-C.③					
6.3 生体遮蔽装置	4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	6 放射線管理設備	4 放射線管理設備の適用基準及び適用規格	—	—	—	—	—	—	
6.4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	5 放射線管理施設に係る工事の方法			7 原子炉格納施設	沸騰水型原子力発電設備に係るものにあっては、次の事項							
6.5 放射線管理施設に係る工事の方法	7. 原子炉格納施設	沸騰水型原子炉格納容器に係るものにあっては、次の事項	1 原子炉格納容器に係る次の事項	(1) 原子炉格納容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、設計漏えい率、主要寸法、材料及び個数(ドライウェル及びサプレッションブルの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料を付記する。)	1 原子炉格納容器	5.60.62.63.64.65. 66.67	原子炉格納容器	(1) 原子炉格納容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、設計漏えい率、主要寸法、材料及び個数(ドライウェル及びサプレッションブルの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料を付記すること。)	5	×	2-A.②-C.③	
7.1 原子炉格納容器	(2) 機器搬出入口の名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5.60.62.63.64.65. 66.67 5.60.62.63.64.65. 66.67 5.60.62.63.64.65. 66.67 5.60.62.63.64.65. 66.67	機器搬出入用ハッチ 逃がし安全弁搬出入口 制御棒駆動機構搬出入口 サプレッションチャンバ出入口	(2) 機器搬出入口の名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	2-A.②-C.③					
	(3) エアロックの名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5.60.62.63.64.65. 66.67	所具用エアロック	(3) エアロックの名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	2-A.②-C.③					
	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部の名称又は貫通部番号、種類、個数、最高使用圧力、最高使用温度、構成、主要寸法及び材料	5.60.62.63.64.65. 66.67 5.44.60.62.63.64. 65.66.67 5.27.28.60.62.63. 64.65.66.67 5.60.62.63.64.65. 66.67	配管貫通部 配管貫通部 配管貫通部 電気配線貫通部	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部の名称又は貫通部番号、種類、個数、最高使用圧力、最高使用温度、構成、主要寸法及び材料	5 5.32 5.16の2 5	×	2-A.②-C.③ ○(認可) 2-A.②-C.③ 2-A.②-C.③					
7.2 原子炉建屋	2 原子炉建屋に係る次の事項		2 原子炉建屋に係る次の事項	(1) 原子炉建屋原子炉棟の名称、種類、設計気密度、主要寸法、材料及び個数	5	×	2-A.②-C.③					
	(1) 原子炉建屋原子炉棟の名称、種類、設計気密度、主要寸法、材料及び個数	5.68.74	原子炉建屋原子炉棟(二次格納施設)	(2) 機器搬出入口の名称、主要寸法及び個数	5	×	2-A.②-C.③					
	(2) 機器搬出入口の名称、主要寸法及び個数	5.68.74	原子炉建屋大物搬入口	(3) エアロックの名称、主要寸法及び個数	5	×	2-A.②-C.③					
	(3) エアロックの名称、主要寸法及び個数	5.68.74	原子炉建屋エアロック	(4) 原子炉建屋基礎スラブの名称、種類、主要寸法及び材料	—	—	—					
	(4) 原子炉建屋基礎スラブの名称、種類、主要寸法及び材料	—	—	3 圧力低減設備その他の安全設備に係る次の事項								
7.3 圧力低減設備その他の安全設備	3 圧力低減設備その他の安全設備に係る次の事項			(1) 真空破壊装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	×	2-A.②-C.③					
	(1) 真空破壊装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5.60.62.63.64.65. 66.67	真空破壊弁	(3) ダウンカマの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	2-A.②-C.③					
	(3) ダウンカマの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5.60.62.63.64.65. 66.67	ダウンカマ	(4) ベント管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	2-A.②-C.③					
	(4) ベント管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5.60.62.63.64.65. 66.67 5.60.62.63.64.65. 66.67	ベント管 ベント管ペローズ	(5) ベントヘッダの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	2-A.②-C.③					
	(5) ベントヘッダの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5.60.62.63.64.65. 66.67	ベントヘッダ									

女川原子力発電所2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続を要否整理表

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(別表第二)(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		電気事業法手続きの要否と理由
発電用原子炉設置の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)			記載すべき事項 電気工作物の種類	技術基準省令 (省令62号)	要:○ 否:× 否の理由(*)
(6) 原子炉格納容器安全設備						
7.3(6)a. 原子炉格納容器スプレイ冷却系	ホ 主配管(スプレイヘッダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合、個数及び取付箇所を付記すること。)	56.0.62.63.64.65. 66.67 56.0.62.63.64.65. 66.67	ドライウェルスプレイ管 サブレッシュンチエンバスプレイ管	ホ 主配管(スプレイヘッダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5 5	× 2-A.②-C.③ × 2-A.②-C.③
7.3(6)b. 原子炉格納容器下部注水系	ハ ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) ホ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) ト ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) チ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、出入口圧、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	66 66 66 66.71 66	復水移送ポンプ 代替循環冷却ポンプ 大容量送水ポンプ(タイプI) 復水貯蔵タンク 残留熱除去系ストレーナ(A)	ロ ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数 ハ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ホ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) チ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、出入口圧、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	— — — — —	× 2-C.③ × 2-C × 2-C × 1.②-C.③
7.3(6)c. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	ホ 主配管(スプレイヘッダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合、個数及び取付箇所を付記すること。) ハ ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) ホ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) ト ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) チ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、出入口圧、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	66.66 64.66 64.66 64.66.71 64.66	復水移送ポンプ 大容量送水ポンプ(タイプI) 復水貯蔵タンク 可搬型ストレーナ SA/ラス2管 SA/ラス3管	ホ 主配管(スプレイヘッダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 ロ ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数 ハ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ホ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) チ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、出入口圧、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	— — — — —	× 2-C.③ × 1.②-C.③ × 1.①-C × 1.②-C.③
7.3(6)d. 代替循環冷却系	ロ 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) ハ ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) ト ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) チ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、出入口圧、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	55.66 65.66 65.66	残留熱除去系熱交換器(A) 代替循環冷却ポンプ 残留熱除去系ストレーナ(A)	イ 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数 ロ ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数 ハ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 チ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、出入口圧、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	— — — — —	× 2-C.③ × 2-C.③
7.3(6)e. 高圧代替注水系	ホ ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) ホ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) ホ 主配管(スプレイヘッダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合、個数及び取付箇所を付記すること。)	66 66.71 66	高圧代替注水系ターピンポンプ 復水貯蔵タンク SA/ラス2管	ホ 主配管(スプレイヘッダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 ロ ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数 ハ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ホ 主配管(スプレイヘッダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	— — — — —	× 1.②-C.③ × 1.②-C.③ × 1.①-C.②-G.③ × 1.②-C.③
7.3(6)f. 低圧代替注水系	ハ ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) ホ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) ホ 主配管(スプレイヘッダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合、個数及び取付箇所を付記すること。)	66 66.71 66	復水移送ポンプ 大容量送水ポンプ(タイプI) 復水貯蔵タンク SA/ラス2管	ロ ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数 ハ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ホ 主配管(スプレイヘッダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	— — — — —	× 1.②-C.③ × 1.②-C.③
7.3(6)g. ほう酸注入系	ハ ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) ホ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) チ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、出入口圧、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	66 66.71 67.66	ほう酸注入系ポンプ ほう酸注入系貯蔵タンク SA/ラス2管	ロ ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数 ハ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 チ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、出入口圧、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	— — — — —	× 1.②-C.③ × 1.②-C.③ × 1.①-C.②-G.③ × 1.②-C.③
7.3(6)h. 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)	ロ 热交換器の名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) ハ ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) ト ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) チ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、出入口圧、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	64 64 64 64 64 64 67.64 67.64 64	残留熱除去系熱交換器(A) 残留熱除去系熱交換器(B) 残留熱除去系ポンプ(A)(B) 残留熱除去系ポンプ(B)(A) 残留熱除去系ストレーナ(A) 残留熱除去系ストレーナ(B) E11-F048A E11-F048B SA/ラス2管	イ 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数 ロ ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数 ハ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ホ 主配管(スプレイヘッダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	— — — — — — — — —	× 2-C.③ × 2-C.③ × 2-C.③ × 2-C.③ × 1.②-C.③ × 1.②-C.③ × 1.②-C.③ × 1.②-C.③ × 1.②-C.③

女川原子力発電所2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続を要否整理表

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用電用原子炉の設置、運転等に関する規則〔別表第二〕(昭和五十三年十二月二十八日通産省令第七十七号)

発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項	技術基準規則	設備名
	設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		
7.3(6)i. 残留熱除去系(サブレッシャンブル水冷却モード)	口 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	64 64	残留熱除去系熱交換器(A) 残留熱除去系熱交換器(B)
ハ ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(並びに原動機の種類、出力、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること))。	64	残留熱除去系ポンプ(A)(B)	
ド ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	64 64	残留熱除去系ストレーナ(A) 残留熱除去系ストレーナ(B)	
チ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吐出圧力、吐出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	57.64 57.64	E11-F048A E11-F048B	
ヌ 主配管(スプレイヘッダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること)。	64	SAクラス2管	

(7)放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備

7.3(7)a. 非常用ガス処理系	ホ 加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	5	非常用ガス処理系空気乾燥装置
	ヌ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	5	T46-F001A,B T46-F003A,B
	ル 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること)。	5 5.74	DBクラス4管 DBクラス4/SAクラス2管
	日 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	5.74	非常用ガス処理系排風機
	タ フィルター(公衆の放射線障害の防止目的として設置するものに限る。)の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	5	非常用ガス処理系フィルタ装置
7.3(7)b. 可燃性ガス濃度制御系	ホ 加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	5	可燃性ガス濃度制御系再結合装置加熱器
	リ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吐出圧力、吐出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	5	T49-F007A,B
	ヌ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	5	T49-F001A,B T49-F003A,B
	ル 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること)。	5	DBクラス2管 DBクラス3管
	ヲ プロワの名称、種類、容量、主要寸法、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	5	可燃性ガス濃度制御系再結合装置プロワ
	ワ 再結合装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所並びに電熱器の名称、種類、容量、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	5	可燃性ガス濃度制御系再結合装置
7.3(7)c. 原子炉建屋水素濃度抑制系	ホ 再結合装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所並びに電熱器の名称、種類、容量、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	68	静的触媒式水素再結合装置
7.3(7)d. 放射性物質抵抗抑制系	ハ ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	70	大容量送水ポンプ(タイプII)
	ル 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること)。	70	SAクラス3管
7.3(7)e. 放射性物質抵抗抑制系(航空機燃料火災への泡消火)	ハ ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	70	大容量送水ポンプ(タイプII)
	ル 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること)。	70	SAクラス3管
7.3(7)f. 可搬型窒素ガス供給系	ニ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数 及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	67	可搬型窒素ガス供給装置
	ル 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること)。	67	SA/ラス2管 SA/ラス3管
7.3(7)g. 原子炉格納容器フィルタベント系	ハ ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	67	大容量送水ポンプ(タイプI)
	ニ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数 及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	67	可搬型窒素ガス供給装置
	ヘ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	67	フィルタ装置
	リ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吐出圧力、吐出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	57.67	T63-F006
	ヌ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	67	T48-F019 T48-F022 T63-F001 T63-F002
	ル 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること)。	67	SA/ラス2管 SA/ラス3管
	タ フィルター(公衆の放射線障害の防止目的として設置するものに限る。)の名称、種類、効率、主要寸法、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	67	フィルタ装置

* 否の理由	①: 炉規則別表第二の追加記載項目であり、電気法別表第二に体該当項目なし ②-A: 炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電気法での技術基準に変更なし -B: 炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電気法での技術基準に変更なし -C: 炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電気法での技術基準に変更なし ③: 既設設備で電気法別表第一に係る改修・修理を行わない ④: 炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電気法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電気法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない
--------	---

原子力発電用の保安に関する命令〔別表第二-2〕(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)	電気用工作物の種類	記載すべき事項	技術基準省令(省令62号)	電気法手続きの要否と理由
ア 原子炉格納施設	イ 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	—	× — —	2-C. 2-C. 2-C. 2-C.
ト ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	—	—	— — —	2-C. 2-C. 2-C.
チ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吐出圧力、吐出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	—	—	— — —	1. (2)-C. 1. (2)-C. 2-C.
ホ 主配管(スプレイヘッダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載すること)。	—	—	— — —	2-C. 2-C. 2-C.
(7) 放射性物質濃度制御設備並びに格納容器再循環設備に係る次の事項	ハ 加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	× —	2-A. 2-A.
ト 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	5	× —	2-A. 2-A.	
チ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	× —	2-A. 2-A.②-C. 2-C.	
ハ 加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	× —	2-A. 2-A.	
ト 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	× —	2-A. 2-A.	
チ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	× —	2-A. 2-A.②-C. 2-C.	
ハ 加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	× —	2-A. 2-A.	
ト 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	× —	2-A. 2-A.	
チ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	× —	2-A. 2-A.②-C. 2-C.	
ハ プロワの名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	5	—	— —	2-C.
イ 再結合装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料及び個数	5	—	— —	2-C.
イ 再結合装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料及び個数	5	—	— —	2-C.
チ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	—	— —	2-C.
ハ フィルタ(公衆の放射線障害の防止目的として設置するものに限る。)の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	—	—	— —	2-C.
タ フィルター(公衆の放射線障害の防止目的として設置するものに限る。)の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	—	—	— —	2-C.

女川原子力発電所2号機 案規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

女川原子力発電所2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手手続き要否整理表

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)				原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)			
発電用原子炉設置の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。)	技術基準規則	設備名	電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。)	技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由 要:○ 否:× 否の理由(*)
8. その他発電用原子炉の附属施設				(三) 附帯設備			
8.1 非常用電源設備				2 非常用予備発電装置			
8.1.1 常用電源設備との切換方法	1 常用電源設備との切換方法	45.72 45.72 72 72 72 76.77 63.65.67	常用電源設備との切換方法(非常用ディーゼル発電設備) 常用電源設備との切換方法(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備) 常用電源設備との切換方法(ガスタービン発電設備) 常用電源設備との切換方法(可搬型代替交流電源設備) 常用電源設備との切換方法(可搬型代替直流水源設備) 常用電源設備との切換方法(緊急時対策所ディーゼル発電設備) 常用電源設備との切換方法(可搬型窒素ガス供給装置発電設備)	1 常用電源装置との切換方法	33 33 — — — — — —	x x x x x x x x	2-B.(2)-C.(3) 2-B.(2)-C.(3) 2-C 2-C 2-C 2-C 2-C 2-C
8.1.2 非常用発電装置	2 非常用発電装置に係る次の事項			2 非常用ディーゼル発電設備に係る次の事項			
8.1.2.1 非常用ディーゼル発電設備	(2) 内燃機関に係る次の事項			(1) 内燃機関に係る次の事項			
イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数 並びに取付箇所 並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5.45.72	非常用ディーゼル機関	イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量並びに個数並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度及び個数	5.33	x	2-A.(2)-B.(2)-C.(3)	
ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類	5.45.72 5.45.72	調速装置 非常調速装置	ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類	5.33 5.33	x x	2-A.(2)-B.(2)-C.(3) 2-A.(2)-B.(2)-C.(3)	
ハ 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5.45.72	機関付清水ポンプ	ハ 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量及び個数	5.33	x	2-A.(2)-B.(2)-C.(3)	
二 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項			二 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項				
1 空気ための名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5.45.72 5.45	空気ため(自動) 空気ため(手動)	1 空気ための名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5.33 5.33	x x	2-A.(2)-B.(2)-C.(3) 2-A.(2)-B.(3)	
2 空気ための安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	5.45.57.72 5.45	R43-F318A.B R43-F319A.B	2 空気ための安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	5.33 5.33	x x	2-A.(2)-B.(2)-C.(3) 2-A.(2)-B.(3)	
ホ 燃料ディタンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5.45.72	燃料ディタンク	ホ 燃料ディタンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5.33	x	2-A.(2)-B.(2)-C.(3)	
(4) 燃料設備に係る次の事項							
イ ボンブの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	5.45.72	燃料移送ポンプ	—	5.33	x	①	
ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	45.72	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク	—	33	x	①	
二 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 (常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合には、個数及び取付箇所を付記すること。)	5.45.72	火力技術基準配管	—	5.33	x	①	
(5) 発電機に係る次の事項			(2) 発電機に係る次の事項				
イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5.45.72	非常用ディーゼル発電機	イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数	5.33	x	2-A.(2)-B.(2)-C.(3)	
ロ 励磁装置の名称、種類、容量、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5.45.72	励磁装置	ロ 励磁装置の名称、種類、容量及び個数	5.33	x	2-A.(2)-B.(2)-C.(3)	
ハ 保護継電装置の名称及び種類	5.45.72	保護継電装置	ハ 保護継電装置の名称及び種類	5.33	x	2-A.(2)-B.(2)-C.(3)	
三 原動機との連絡方法	45.72	原動機との連絡方法(非常用ディーゼル発電設備)	三 原動機との連絡方法	33	x	2-B.(2)-C.(3)	

女川原子力発電所2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続きを否整理表

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通産省令第七十七号)

発電用原子炉設置の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。)	技術基準規則	設備名
-------------	--	--------	-----

8.1.2.2 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備	(2) 内燃機関に係る次の事項	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第三】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)	電気工作物の種類	* 否の理由
	イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数並びに取付箇所並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)			①: 炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二に体該当項目なし ②-A: 炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし -B: 炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし -C: 炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし ③: 既設設備で電事法別表第一に係る改修・修理を行わない ④: 炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない
	ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類	5.45.72	調速装置	技術基準省令 (省令62号)
		5.45.72	非常調速装置	要: ○ 否: ×
	ハ、内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5.45.72	機関付清水ポンプ	否の理由(*)
	三 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項			
	1 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5.45.72	空気だめ(自動) 5.45 空気だめ(手動)	イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度及び個数
	2 空気だめの安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5.45.57.72	R43-F318 5.45 R43-F319	ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類
	ホ、燃料ディンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5.45.72	燃料ディンク	ハ、内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量及び個数
	(4) 燃料設備に係る次の事項			二 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項
	イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5.45.72	燃料移送ポンプ	1 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
	ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	45.72	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク	5.33 × 2-A.②-B.②-C.③ 5.33 × 2-A.②-B.②-C.③
	ハ、主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合には、個数及び取付箇所を付記すること。)	5.45.72	火力技術基準配管	2 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所
	(5) 発電機に係る次の事項			5.33 × 2-A.②-B.②-C.③ 5.33 × 2-A.②-B.②-C.③
	イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5.45.72	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	ホ 燃料ディンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
	ロ 励磁装置の名称、種類、容量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5.45.72	励磁装置	5.33 × 2-A.②-B.②-C.③ 5.33 × 2-A.②-B.②-C.③
	ハ、保護継電装置の名称及び種類	5.45.72	保護継電装置	二 原動機との連結方法
	二 原動機との連結方法	45.72	原動機との連結方法(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備)	33 × 2-B.②-C.③
8.1.2.3 ガスタービン発電設備	(1) ガスタービンに係る次の事項			(2) 発電機に係る次の事項
	イ ガスタービンの種類、出力、入口及び出口の圧力及び温度、設計外気温度、回転速度、被動機一体の危険速度、排出ガス量、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	72	ガスタービン機関	イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数
	ハ、調速装置及び非常調速装置の種類	72	調速装置	5.33 × 2-A.②-B.②-C.③ 5.33 × 2-A.②-B.②-C.③
		72	非常調速装置	ロ 励磁装置の名称、種類、容量及び個数
	(4) 燃料設備に係る次の事項			ハ、保護継電装置の名称及び種類
	イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	72	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	二 原動機との連結方法
	ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	72	ガスタービン発電設備軽油タンク 72 ガスタービン発電設備燃料小出槽 72 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク 72 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク 72 タンクローリー	33 × 2-B.②-C.③
	ハ、主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合には、個数及び取付箇所を付記すること。)	72	火力技術基準配管 SAクラス3管	(1) ガスタービンに係る次の事項
	(5) 発電機に係る次の事項			イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数
	イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	72	ガスタービン発電機	5.33 × 2-A.②-B.②-C.③ 5.33 × 2-A.②-B.②-C.③
	ロ 励磁装置の名称、種類、容量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	72	ガスタービン発電機励磁装置	ロ 励磁装置の名称、種類、容量及び個数
	ハ、保護継電装置の名称及び種類	72	ガスタービン発電機保護継電装置	ハ、保護継電装置の名称及び種類
	二 原動機との連結方法	72	原動機との連結方法(ガスタービン発電設備)	二 原動機との連結方法

女川原子力発電所2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続を要否整理表

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。)	技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)				
				電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。)	技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由 要:○ 否:× 否の理由(*)	
8.1.2.4 可搬型代替交流電源設備								
	(2) 内燃機関に係る次の事項			2 非常用予備発電装置	(1) 内燃機関に係る次の事項			
	イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数 並びに取付箇所 並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	72	電源車(内燃機関)	イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量並びに個数並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度及び個数	(5条の2第2項)	×	2-C.④	
	ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類	72	電源車(調速装置)	ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類	(5条の2第2項)	×	2-C.④	
	ハ 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	72	電源車(冷却水ポンプ)	ハ 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量及び個数	(5条の2第2項)	×	2-C.④	
	ホ 燃料ティタンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	72	電源車(燃料タンク)	ホ 燃料ティタンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(5条の2第2項)	×	2-C.④	
	(4) 燃料設備に係る次の事項							
	ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	72	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク	—	—	×	①	
		72	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク	—	—	×	①	
		72	ガスタービン発電設備軽油タンク	—	—	×	①	
		72	タンクローリー	—	—	×	①	
	ニ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	72	火力技術基準配管	—	—	×	①	
		72	SAクラス3管	—	—	×	①	
	(5) 発電機に係る次の事項			(2) 発電機に係る次の事項				
	イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	72	電源車(発電機)	イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数	(5条の2第2項)	×	2-C.④	
	ロ 励磁装置の名称、種類、容量、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	72	電源車(励磁装置)	ロ 励磁装置の名称、種類、容量及び個数	(5条の2第2項)	×	2-C.④	
	ハ 保護継電装置の名称及び種類	72	電源車(保護継電装置)	ハ 保護継電装置の名称及び種類	(5条の2第2項)	×	2-C.④	
	ニ 原動機との連結方法	72	原動機との連結方法(可搬型代替交流電源設備)	ニ 原動機との連結方法	(5条の2第2項)	—	×	2-C
8.1.2.5 可搬型代替直流電源設備								
	(2) 内燃機関に係る次の事項			(1) 内燃機関に係る次の事項				
	イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数 並びに取付箇所 並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	72	電源車(内燃機関)	イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量並びに個数並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度及び個数	(5条の2第2項)	×	2-C.④	
	ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類	72	電源車(調速装置)	ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類	(5条の2第2項)	×	2-C.④	
	ハ 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	72	電源車(冷却水ポンプ)	ハ 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量及び個数	(5条の2第2項)	×	2-C.④	
	ホ 燃料ティタンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	72	電源車(燃料タンク)	ホ 燃料ティタンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(5条の2第2項)	×	2-C.④	
	(4) 燃料設備に係る次の事項							
	ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	72	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク	—	—	×	①	
		72	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク	—	—	×	①	
		72	ガスタービン発電設備軽油タンク	—	—	×	①	
		72	タンクローリー	—	—	×	①	
	ニ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	72	火力技術基準配管	—	—	×	①	
		72	SAクラス3管	—	—	×	①	
	(5) 発電機に係る次の事項			(2) 発電機に係る次の事項				
	イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	72	電源車(発電機)	イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数	(5条の2第2項)	×	2-C.④	
	ロ 励磁装置の名称、種類、容量、個数 及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	72	電源車(励磁装置)	ロ 励磁装置の名称、種類、容量及び個数	(5条の2第2項)	×	2-C.④	
	ハ 保護継電装置の名称及び種類	72	電源車(保護継電装置)	ハ 保護継電装置の名称及び種類	(5条の2第2項)	×	2-C.④	
	ニ 原動機との連結方法	72	原動機との連結方法(可搬型代替交流電源設備)	ニ 原動機との連結方法	(5条の2第2項)	—	×	2-C

女川原子力発電所2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続きを否整理表

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通産省令第七十七号)	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。)	技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		電事法手続きの要否と理由 技術基準省令 (省令62号)
				電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。)	
8.1.2.6 緊急時対策所ディーゼル発電設備						
	(2) 内燃機関に係る次の事項			2 非常用予備発電装置	(1) 内燃機関に係る次の事項	
イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数 並びに取付箇所 並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度、個数 及び取付箇所 常設及び可搬型の別に記載すること。	76.77	電源車(緊急時対策所用)(内燃機関)	イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量並びに個数並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度及び個数	(5条の2第2項)	x	2-C.④
ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類	76.77	電源車(緊急時対策所用)(調速装置)	ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類	(5条の2第2項)	x	2-C.④
ハ 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量、個数 及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	76.77	電源車(緊急時対策所用)(非常調速装置)	ハ 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量及び個数	(5条の2第2項)	x	2-C.④
ホ 燃料タンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	76.77	電源車(緊急時対策所用)(冷却水ポンプ)	ホ 燃料タンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(5条の2第2項)	x	2-C.④
(4) 燃料設備に係る次の事項						
ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	76.77	緊急時対策所軽油タンク	—	—	x	①
ミ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合、個数及び取付箇所を付記すること。)	76.77	火力技術基準配管	—	—	x	①
76.77	SAクラス3管	—	—	x	①	
(5) 発電機に係る次の事項				(2) 発電機に係る次の事項		
イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数 及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	76.77	電源車(緊急時対策所用)(発電機)	イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数	(5条の2第2項)	x	2-C.④
ロ 励磁装置の名称、種類、容量、個数 及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	76.77	電源車(緊急時対策所用)(励磁装置)	ロ 励磁装置の名称、種類、容量及び個数	(5条の2第2項)	x	2-C.④
ハ 保護継電装置の名称及び種類	76.77	電源車(緊急時対策所用)(保護継電装置)	ハ 保護継電装置の名称及び種類	(5条の2第2項)	x	2-C.④
ニ 原動機との連結方法	76.77	原動機との連結方法(緊急時対策所ディーゼル発電設備)	ニ 原動機との連結方法	—	x	2-C
(2) 内燃機関に係る次の事項				(1) 内燃機関に係る次の事項		
イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数 並びに取付箇所 並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度、個数 及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	63.65.67	可搬型窒素ガス供給装置発電設備(内燃機関)	イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量並びに個数並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度及び個数	—	x	2-C
ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類	63.65.67	可搬型窒素ガス供給装置発電設備(調速装置)	ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類	—	x	2-C
ハ 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量、個数 及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	63.65.67	可搬型窒素ガス供給装置発電設備(非常調速装置)	ハ 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量及び個数	—	x	2-C
ホ 燃料タンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数 及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	63.65.67	可搬型窒素ガス供給装置発電設備(冷却水ポンプ)	ホ 燃料タンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	x	2-C
(4) 燃料設備に係る次の事項						
ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	63.65.67	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク	—	—	x	①
63.65.67	高圧軸心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク	—	—	x	①	
63.65.67	ガスタービン発電設備軽油タンク	—	—	x	①	
63.65.67	タンクローリー	—	—	x	①	
ミ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合、個数及び取付箇所を付記すること。)	63.65.67	火力技術基準配管	—	—	x	①
63.65.67	SAクラス3管	—	—	x	①	
(5) 発電機に係る次の事項				(2) 発電機に係る次の事項		
イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数 及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	63.65.67	可搬型窒素ガス供給装置発電設備(発電機)	イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数	—	x	2-C
ロ 励磁装置の名称、種類、容量、個数 及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	63.65.67	可搬型窒素ガス供給装置発電設備(励磁装置)	ロ 励磁装置の名称、種類、容量及び個数	—	x	2-C
ハ 保護継電装置の名称及び種類	63.65.67	可搬型窒素ガス供給装置発電設備(保護継電装置)	ハ 保護継電装置の名称及び種類	—	x	2-C
ニ 原動機との連結方法	63.65.67	原動機との連結方法(可搬型窒素ガス供給装置発電設備)	ニ 原動機との連結方法	—	x	2-C
3 その他の電源装置(非常用のものに限る。)に係る次の事項				3 その他の電源装置(非常用のものに限る。)に係る次の事項		
8.1.3.1 無停電電源装置	(1) 無停電電源装置の名称、種類、容量、電圧、周波数、主要寸法、個数 及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	45	無停電交流電源用静止形無停電電源装置	(1) 無停電電源装置の名称、種類、容量、電圧、周波数、主要寸法及び個数	33	○ (認可)
8.1.3.2 电力貯蔵装置	(2) 电力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法、個数 及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すこと。)	5,16,45.72	125V蓄電池2A及び2B	(2) 电力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法及び個数	5,33	○ (認可)
		5,16,45.72	125V蓄電池2H		5,33	x 2-A.②-B.②-C.③
		72	125V代替蓄電池		—	x 2-C
		72	250V蓄電池		—	x 2-C.③
		61	主蒸気送り安全弁用可搬型蓄電池		—	x 2-C
8.1.4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	△ 非常用ディーゼル発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—
8.1.5 非常用電源設備に係る工事の方法	5 非常用電源設備に係る工事の方法	—	—	—	—	—

* 否の理由 ①: 炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二に体該当項目なし
 ②-A: 炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
 -B: 炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
 -C: 炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
 ③: 既設設備で電事法別表第一に係る改修・修理を行わない
 ④: 炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

女川原子力発電所2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手手続きを否整理表

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)			技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)	技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由
発電用原子炉施設の種類 記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。)					記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。)		要:○ 否:×
8.2 常用電源設備 1 発電機に係る次の事項					(二) 電気設備 1 発電機		
8.2.1 発電機	(1) 発電機の種類、容量、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法及び冷却法並びに発電電動機の場合には、出力	45	発電機	1 種類、容量、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法及び冷却法並びに発電電動機の場合には、出力	33	×	2-B.(3)
	(2) 励磁装置の種類、容量、回転速度、駆動方法及び個数(常用及び予備の別に記載すること。)	45	発電機励磁装置	2 励磁装置の種類、容量、回転速度、駆動方法及び個数(常用及び予備の別に記載すること。)	33	×	2-B.(3)
	(3) 保護継電装置の種類	45	発電機(保護継電装置)	3 保護継電装置の種類	33	×	2-B.(3)
	(4) 原動機との連結方法	45	原動機との連結方法	4 原動機との連結方法	33	×	2-B.(3)
8.2.2 変圧器 2 変圧器に係る次の事項					2 変圧器	規則別表第三の第二号(一)の中欄に準ずるもの	
8.2.2.1 変圧器	(1) 変圧器の種類、容量、電圧(一次、二次及び三次の別に記載し、電圧調整装置を有するものは、電圧調整範囲及びタップ数を記すこと。)、相、周波数、結線法、冷却法、個数及び取付箇所並びに電気事業の用に供するものにあっては、常用及び予備の別	45	主変圧器	1 種類、容量、電圧(一次、二次及び三次の別に記載し、電圧調整装置を有するものは、電圧調整範囲及びタップ数を記すこと。)、相、周波数、結線法、冷却法並びに電気事業の用に供するものにあつては、常用及び予備の別	33	×	③
	(2) 保護継電装置の種類	45	主変圧器(保護継電装置)	2 保護継電装置の種類	33	×	③
8.2.3 遠隔装置 3 遠隔装置に係る次の事項					3 遠隔装置	規則別表第三の第二号(七)の中欄に準ずるもの	
8.2.3.1 遠隔装置	(1) 遠隔装置の種類、電圧、電流、遮断電流、遮断時間、個数及び取付箇所	45	線路用275kV遮断器(牡鹿幹線用)(第1号機設備、第1.2.3号機共用)	1 種類、電圧、電流、遮断電流及び遮断時間	33	×	③
		45	線路用275kV遮断器(松島幹線用)(第3号機設備、第1.2.3号機共用)		33	×	③
8.2.3.2 保護継電装置	(2) 保護継電装置の種類	45	線路用275kV遮断器(牡鹿幹線用)(第1号機設備、第1.2.3号機共用)(保護継電装置)	2 保護継電装置の種類	33	×	③
		45	線路用275kV遮断器(松島幹線用)(第3号機設備、第1.2.3号機共用)(保護継電装置)		33	×	③
8.2.4 常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格			—	—		—	—
8.2.5 常用電源設備に係る工事の方法						—	—
8.3 補助ボイラー 15 補助ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格			—	—	10 補助ボイラー		
8.3.15 補助ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格			—	—	13 ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—
8.3.16 補助ボイラーに係る工事の方法			—	—		—	—
—			—	—	12 補助ボイラーに属するばい煙処理設備	1 種類、容量、入口及び出口におけるばい煙量、ばい煙濃度及びガスの温度、アンモニアの注入量並びにアンモニアの注入により発生するばいじんに係るばい煙濃度	—
						2 ばい煙処理設備に附属する空気圧縮機、通風機、破碎機又は摩碎機の名称、種類、容量及び個数	—

* 否の理由
 ①: 炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二に体該当項目なし
 ②-A: 炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
 -B: 炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
 -C: 炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
 ③: 既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
 ④: 炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

女川原子力発電所2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手手続き要否整理表

<p>* 否の理由 ①: 炉規法別表第二への追加記載項目であり、電事法別表第二に体該当項目なし ②-A: 炉規法DB耐震基準変更による対象設備（既設設備）であり、電事法での技術基準に変更なし -B: 炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし -C: 炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし ③: 既設設備で電事法別表第一に係る改修・修理を行わない ④: 炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない</p>									
<p>原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)</p>									
<p>技術基準省令 (省令62号)</p>									
<p>電事法手続きの要否と理由</p>									
<p>要:○ 否:× 否の理由(*)</p>									

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)	記載すべき事項	技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)	電気工作物の種類	記載すべき事項	技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由
発電用原子炉施設の種類	設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)							
8.4 火災防護設備				—				
8.4.1 火災区域構造物及び火災区画構造物	1 火災区域構造物及び火災区画構造物の名称、種類、主要寸法及び材料	11.52 11 11.52 11.52 11.52 52 52	原子炉建屋 タービン建屋 制御建屋 海水ポンプ室エリア 軽油タンクエリア 復水貯蔵タンクエリア 緊急時対策建屋 緊急用電気品建屋エリア	—	4の2 4の2 4の2 4の2 4の2 4の2 —	× ①,②-B × ①,②-B × ①,②-B × ①,②-B × ①,②-B × ①,②-B —	× ①,②-B × ①,②-B × ①,②-B × ①,②-B × ①,②-B —	× ①,②-B × ①,②-B × ①,②-B × ①,②-B × ①,②-B —
8.4.2 消火設備	2 消火設備に係る次の事項			—				
8.4.2.1 屋内水消火系	(1) ホンブの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所に記載すること。 (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。) (4) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	11.52 11.52 11.52 11.52	電動機駆動消火ポンプ(第1.2号機共用) 消火水タンク 消火水槽(第1.2号機共用) DBクラス3管	—	4の2 4の2 4の2 4の2	× ①,②-B × ①,②-B × ①,②-B × ①,②-B	× ①,②-B × ①,②-B × ①,②-B × ①,②-B	× ①,②-B × ①,②-B × ①,②-B × ①,②-B
8.4.2.1.2 屋外水消火系	(1) ホンブの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	11.52 11.52 11.52	屋外消火系電動機駆動消火ポンプ 屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ 屋外消火系消火水タンク	— — —	4の2 4の2 4の2	× ①,②-B × ①,②-B × ①,②-B	× ①,②-B × ①,②-B × ①,②-B	× ①,②-B × ①,②-B × ①,②-B
8.4.2.2 ハロンガス消火設備				—				
8.4.2.2.1 RHR(A)室／RHR(B)室／B3F通路・サンプル室消火系～	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	11.52 52	ハロン1301貯蔵容器 ハロン1301貯蔵容器	—	4の2 —	× ①,②-B × ①,②-B	× ①,②-B × ①,②-B	× ①,②-B × ①,②-B
8.4.2.2.50 HECW冷凍機・ポンプ(B)(D)消火系	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	11.52	DBクラス3管	—	4の2	× ①,②-B	× ①,②-B	× ①,②-B
8.4.2.3 ケーブルトレイ消火設備				—				
8.4.2.3.1 ケーブルトレイ消火系	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。) (5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	11.52 52 11.52	FK-5-1-12貯蔵容器 FK-5-1-12貯蔵容器 DBクラス3管	— — —	4の2 4の2 4の2	× ①,②-B × ①,②-B × ①,②-B	× ①,②-B × ①,②-B × ①,②-B	× ①,②-B × ①,②-B × ①,②-B
8.4.3 火災防護設備の基本設計方針・適用基準及び適用規格	3 火災防護設備の基本設計方針・適用基準及び適用規格	—	—	—	—	—	—	—
8.4.4 火災防護設備に係る工事の方法	4 火災防護設備に係る工事の方法	—	—	—	—	—	—	—

女川原子力発電所2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令 (省令62号)	電気事業法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。)			電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。)		要:○ 否:×	否の理由(*)
8.5 浸水防護施設				—	—	—	—	—
8.5.1 外郭浸水防護設備	1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料	6.45.51 6.45.51 6.51 6.51 6.51 6.51 6.51 6.51	防潮堤 防潮壁 取放水路流路縮小工 貯留堤 逆流防止設備 水密扉 浸水防止蓋 逆止弁付ファンネル	—	5条の2(第1項) 5条の2(第1項) 5条の2(第1項) 5条の2(第1項) 5条の2(第1項) 5条の2(第1項) 5条の2(第1項) 5条の2(第1項)	—	× ①.②-B × ①.②-B × ①.②-B × ①.②-B × ①.②-B × ①.②-B × ①.②-B × ①.②-B	①.②-B ①.②-B ①.②-B ①.②-B ①.②-B ①.②-B ①.②-B ①.②-B
8.5.2 内郭浸水防護設備	2 内郭浸水防護設備に係る次の事項	(1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所	12 6.12.51 12 12 6.12.51 12 12 6.51	浸水防止水密扉 浸水防止水密扉 管理区域外伝播防止水密扉 原子炉建屋大物搬入口 浸水防止蓋 浸水防止堰 管理区域外伝播防止堰 浸水防止壁	—	5条の2(第1項) 5条の2(第1項) — — 5条の2(第1項) — — 5条の2(第1項)	— × ①.②-B × ①.②-B — — × ①.②-B — — × ①.②-B	①.②-B ①.②-B — — ①.②-B — — ①.②-B
		(2) 区画排水設備に係る次の事項			—	—	—	—
		イ ホンブの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—	—	—	—	—
		ロ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—	—	—	—	—
		ハ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	—	—	—	—	—	—
8.5.3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	—	—	—	—	—
8.5.4 浸水防護施設に係る工事の方法	4 浸水防護施設に係る工事の方法	—	—	—	—	—	—	—

* 否の理由 ①: 炉規法別表第二での追加記載項目であり、電気事業法別表第二に体該当項目なし
②-A: 炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電気法での技術基準に変更なし
-B: 炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電気法での技術基準に変更なし
-C: 炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電気法での技術基準に変更なし
③: 既設設備で電気法別表第一に係る改修・修理を行わない
④: 炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電気法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電気法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

女川原子力発電所2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手手続き要否整理表

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

				* 否の理由 ①: 炉規制法別表第二での追加記載項目であり、電気事業法別表第二に体当該項目なし ②-A: 炉規制法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電気事業法での技術基準に変更なし -B: 炉規制法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電気事業法での技術基準に変更なし -C: 炉規制法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電気事業法での技術基準に変更なし ③: 既設設備で電気事業法別表第一に係る改修・修理を行わない ④: 炉規制法SA技術基準要求による対象設備であり、電気事業法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電気事業法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない			
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第三】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令 (省令62号)	電気事業法手続きの要否と理由 要:○ 否:× 否の理由(*)
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)	電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)				
8.6 据機駆動用燃料設備	1 燃料貯蔵設備に係る次の事項	—	—	—	—	—	—
	8.6.1 燃料設備 (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	62,63,64,65,66,67 69,70,71 62,63,64,65,66,67 69,70,71 62,63,64,65,66,67 69,70,71 62,63,64,65,66,67 69,71 69,70,71 62,63,64,65,66,67 62,63,64,65,66,67 62,63,64,65,66,67 69,70,71	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク 高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク ガスターービン発電設備軽油タンク 大容量送水ポンプ(タイプI)(燃料タンク) 大容量送水ポンプ(タイプII)(燃料タンク) 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク) タンクローリー	—	—	—	—
	(4) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	62,63,64,65,66,67 69,70,71 62,63,64,65,66,67 69,70,71	火力技術基準配管 SAクラス3管	—	—	—	—
	8.6.2 据機駆動用燃料設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格 2 据機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び辅助ボイラーに係るものを除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	—	—	—	—
	8.6.3 据機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び辅助ボイラーに係るものを除く。)に係る工事の方法 3 据機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び辅助ボイラーに係るものを除く。)に係る工事の方法	—	—	—	—	—	—
8.7 非常用取水設備	—	—	—	—	—	—	—
	8.7.1 取水設備(非常用の冷却用海水を確保する構築物に限る。)の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数 1 取水設備(非常用の冷却用海水を確保する構築物に限る。)の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	33,62,63,64,65,66 69,70,71 33,62,63,64,65,66 69,70,71 33,62,63,64,65,66 69,70,71 33,62,63,64,65,66 69,70,71	貯留槽(No.1),(No.2),(No.3),(No.4),(No.5),(No.6) 取水口 取水路 海水ポンプ室	—	16 16 16 16	× × × ×	①,②-B ①,②-B ①,②-B ①,②-B
	8.7.2 非常用取水設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格 2 非常用取水設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	—	—	—	—
	8.7.3 非常用取水設備に係る工事の方法 3 非常用取水設備に係る工事の方法	—	—	—	—	—	—
8.9 緊急時対策所	—	—	—	—	—	—	—
	8.9.1 緊急時対策所機能 1 緊急時対策所機能	46,76	緊急時対策所機能	—	—	24条の3	× ①,②-B
	8.9.2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	—	—	—	—
	8.9.3 緊急時対策所に係る工事の方法 3 緊急時対策所に係る工事の方法	—	—	—	—	—	—

別表第三、四に基づく工事計画の手続き要否整理表

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則 第4条に基づく届出要否整理表

第四条 原子力発電工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、原子力規制委員会及び経済産業大臣へ届け出なければならない。ただし、同表の第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる場合であって、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。

(届出期限は削除している)

届出を要する場合	届出事項	届出対象となる施設
一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設（以下「ばい煙発生施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する場合又はばい煙発生施設に該当する原子力発電工作物の使用の方法であってばい煙量（同法第六条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）、ばい煙濃度（同項に規定するものをいう。以下同じ。）若しくは煙突の有効高さ（同法第三条第二項第一号に規定する排出口の高さをいう。以下同じ。）に係るものを変更する場合	当該変更に係る事項	別紙-1
二 大気汚染防止法第二条第十項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）に該当する原子力発電工作物の使用又は管理の方法であって一般粉じん（同条第九項に規定するものをいう。以下同じ。）の排出又は飛散の防止に係るものを変更する場合	別紙-8	
二の二 大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する場合又は水銀排出施設に該当する原子力発電工作物の使用の方法若しくは水銀等（同条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）の処理の方法を変更する場合	別紙-2	
三 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定施設（この号、第十号及び第二十三号において「特定施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する場合又は特定施設に該当する原子力発電工作物の使用の方法であってダイオキシン類の排出量（同法第十二条第二項に規定するものをいう。）に係るものを変更する場合	別紙-3	
四 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（この号、第十三号、第十五号及び第二十四号において「特定施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する場合又は特定施設に該当する原子力発電工作物の使用の方法、同条第七項に規定する污水等（以下「污水等」という。）の処理の方法、同条第六項に規定する排出水（以下「排出水」という。）の汚染状態若しくは量（同法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場に係る場合にあっては、排水系統別の汚染状態若しくは量を含む。）、同法第二条第八項に規定する特定地下浸透水（以下「特定地下浸透水」という。）の浸透の方法若しくは用水若しくは排水の系統を変更する場合	別紙-4	
五 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定項目で表示した汚濁負荷量（以下「汚濁負荷量」という。）の測定手法を定める場合又は当該測定手法を変更する場合	汚濁負荷量の測定手法に係る事項	（別紙-9の指定地域に該当しないため対象外）
六 水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物の使用の方法若しくは当該施設において貯蔵される同法第二条第二項第一号に規定する有害物質（第十四号において「有害物質」という。）に係る搬入若しくは搬出の系統を変更する場合	当該変更に係る事項	別紙-5
七 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域内に設置された原子力発電所の原子力発電工作物であって、同法第二条第一項の特定施設に該当するものの使用の方法を変更する場合（当該変更が原子力発電工作物の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合を除く。）	別紙-7	
八 現に設置している原子力発電工作物がばい煙発生施設となった場合においてばい煙を大気中に排出する場合	ばい煙発生施設の種類、構造及び使用の方法並びにばい煙の処理の方法	別紙-1
九 現に設置している原子力発電工作物が一般粉じん発生施設になった場合	一般粉じん発生施設の種類、構造並びに使用及び管理の方法	別紙-8
九の二 現に設置している原子力発電工作物が水銀排出施設になった場合	水銀排出施設の種類、構造及び使用方法並びに水銀等の処理の方法	別紙-2
十 現に設置している原子力発電工作物が特定施設となった場合において排出ガス（ダイオキシン類対策特別措置法第二条第三項に規定するものをいう。）を排出し、又は排出水（同条第四項に規定するものをいう。）を排出する場合	特定施設の種類、構造及び使用の方法並びに大気基準適用施設（ダイオキシン類対策特別措置法第十一条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）にあっては当該大気基準適用施設から排出される発生ガス、水質基準対象施設（同法第十二条第一項第六号に規定するものをいう。以下同じ。）にあっては当該水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法	別紙-3
十一 水質基準対象施設が大気基準適用施設となった場合	大気基準適用施設から排出される発生ガスの処理の方法	別紙-10
十二 大気基準適用施設が水質基準対象施設となった場合	水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法	別紙-10

届出を要する場合	届出事項	届出対象となる施設
十三 現に設置している原子力発電工作物が特定施設となった場合において排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる場合	特定施設の種類、構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量（指定地域内事業場にあっては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）、特定地下浸透水の浸透の方法並びに用水及び排水の系統	別紙-4
十四 現に設置している原子力発電工作物が有害物質使用特定施設（前号に掲げる場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設となった場合	有害物質使用特定施設（前号に掲げる場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備、使用の方法並びに当該施設において製造され、使用され若しくは処理され又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙-5
十五 特定施設の設置場所が水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域となった場合において当該特定施設が排出水を排出する場合	排出水の排水系統別の汚染状態及び量	（別紙-9の指定地域に該当しないため対象外）
十六 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項の特定施設（この号において「特定施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する原子力発電所の設置の場所が同法第三条第一項の規定により指定された地域（この号において「指定地域」という。）となった場合又は指定地域内に設置される原子力発電所の原子力発電工作物が特定施設となった場合	特定施設の種類、容量及び個数並びに騒音防止の方法	別紙-6
十七 振動規制法第二条第一項の特定施設（この号において「特定施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する原子力発電所の設置の場所が同法第三条第一項の規定により指定された地域（この号において「指定地域」という。）となった場合又は指定地域内に設置される原子力発電所の原子力発電工作物が特定施設となった場合	特定施設の種類、容量、個数及び使用の方法並びに振動防止の方法	別紙-7
十八 第一号、第二号若しくは第二号の二の施設、第三号、第四号、第六号若しくは第七号の原子力発電工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される原子力発電所の原子力発電工作物であって同法第二条第一項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名又は住所（法人にあっては名称、代表者の氏名若しくは住所又は事業場の名称若しくは所在地）に変更があった場合	変更のあった事項（発電事業者が法第二十七条の二十七第三項の規定による届出（同条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）をする場合を除く。）	× (代表者の氏名又は住所(法人にあっては名称、代表者の氏名もしくは住所又は事業場の名称若しくは所在地)に変更があった場合であり、該当なし)
十九 第一号、第二号若しくは第二号の二の施設又は第三号、第四号若しくは第六号の原子力発電工作物を廃止した場合（当該施設の属する原子力発電所の廃止又は出力の変更に伴い廃止した場合を除く。）	当該廃止に係る事項	× (別紙-1~5, 8の原子力発電工作物を廃止した場合であり、該当なし)
二十 騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される原子力発電所の同法第二条第一項の特定施設に該当する原子力発電工作物の全てを廃止した場合	当該廃止に係る事項	× (別紙-6の施設すべてを廃止した場合であり、該当なし)
二十一 振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される原子力発電所の同法第二条第一項の特定施設に該当する原子力発電工作物の全てを廃止した場合	当該廃止に係る事項	× (別紙-7の施設すべてを廃止した場合であり、該当なし)
二十二 ばい煙発生施設又は大気汚染防止法第十七条第一項に規定する特定施設に該当する原子力発電工作物について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は同項に規定する特定物質が大気中に多量に排出された場合	事故の状況	× (事故・故障等が発生した場合であり、該当なし)
二十三 特定施設に該当する原子力発電工作物について故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第一項に規定するダイオキシン類が大気中に多量に排出された場合	事故の状況	× (事故・故障等が発生した場合であり、該当なし)
二十四 水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場に該当する原子力発電所、又はこれらを設置するための事業場において、特定施設に該当する原子力発電工作物の破損その他の事故が発生し、同条第二項第一号に規定する有害物質（ポリ塩化ビフェニルを除く。この号及び次号において「有害物質」という。）を含む水若しくはその汚染状態が同項第二号に規定する項目について同法第三条第一項又は第三項の排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から同法第二条第一項に規定する公共用水域（次号及び第二十六号において「公共用水域」という。）に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合	事故の状況及び講じた措置の概要	× (事故・故障等が発生した場合であり、該当なし)
二十五 水質汚濁防止法第十四条の二第二項に規定する指定事業場に該当する原子力発電所、又はこれらを設置するための事業場において、同法第二条第四項に規定する指定施設に該当する原子力発電工作物の破損その他の事故が発生し、有害物質又は同項に規定する指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合	事故の状況及び講じた措置の概要	× (事故・故障等が発生した場合であり、該当なし)
二十六 水質汚濁防止法第十四条の二第三項に規定する貯油事業場等に該当する原子力発電所、又はこれらを設置するための事業場において、同法第二条第五項に規定する貯油施設等に該当する原子力発電工作物の破損その他の事故が発生し、同項に規定する油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合	事故の状況及び講じた措置の概要	× (事故・故障等が発生した場合であり、該当なし)

○大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設

第二条 この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

2 この法律において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

○大気汚染防止法施行令
(ばい煙発生施設)

第二条 法第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。

別表第一(第二条関係)

	対象施設	対象要件	保安命令 別表第三、四の該当(電気関係報告規則も同様)	新規制基準対応で設置する設備の該当
一	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積(以下単に「伝熱面積」という。)が一〇平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。	○(3)	該当なし
二	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が一日当たり二〇トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。	○(2) (ガス化炉(処理設備のみ)及び改質器)	該当なし
三	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙燒炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煅燒炉(一四の項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が一時間当たり一トン以上であること。	×	保安命令での対象設備ではない
四	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(一四の項に掲げるものを除く。)		×	保安命令での対象設備ではない
五	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに一四の項及び二四の項から二六の項までに掲げるものを除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が一平方メートル以上であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)が〇・五平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。	×	保安命令での対象施設ではない
六	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉		×	保安命令での対象施設ではない
七	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉		×	保安命令での対象施設ではない
八	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であること。	×	保安命令での対象施設ではない
八の二	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり六リットル以上であること。	×	保安命令での対象施設ではない
九	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が一平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。	×	保安命令での対象施設ではない
一〇	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(二六の項に掲げるものを除く。)		×	保安命令での対象施設ではない
一一	乾燥炉(一四の項及び二三の項に掲げるものを除く。)		×	保安命令での対象施設ではない
一二	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上であること。	×	保安命令での対象施設ではない
一三	廃棄物焼却炉	火格子面積が二平方メートル以上であるか、又は焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であること。	○(4)	該当なし
一四	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙燒炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上であるか、火格子面積が〇・五平方メートル以上であるか、羽口面断面積が〇・二平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二〇リットル以上であること。	×	保安命令での対象施設ではない
一五	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が〇・一立方メートル以上であること。	×	保安命令での対象施設ではない
一六	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が一時間当たり五〇キログラム以上であること。	×	保安命令での対象施設ではない
一七	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽		×	保安命令での対象施設ではない
一八	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三リットル以上であること。	×	保安命令での対象施設ではない

	対象施設	対象要件	保安命令 別表第三、四の該当(電気関係報告規則も同様)	新規制基準対応で設置する設備の該当
一九	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるものの及び密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が一時間当たり五〇キログラム以上であること。	×	保安命令での対象施設ではない
二〇	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が三〇キロアンペア以上であること。	×	保安命令での対象施設ではない
二一	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が一時間当たり八〇キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。	×	保安命令での対象施設ではない
二二	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸收施設及び蒸溜施設(密閉式のものを除く。)	伝熱面積が一〇平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が一キロワット以上であること。	×	保安命令での対象施設ではない
二三	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が一時間当たり八〇キログラム以上であるか、火格子面積が一平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。	×	保安命令での対象施設ではない
二四	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が四〇キロボルトアンペア以上であること。	×	保安命令での対象施設ではない
二五	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇キロボルトアンペア以上であること。	×	保安命令での対象施設ではない
二六	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が〇・一立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇キロボルトアンペア以上であること。	×	保安命令での対象施設ではない
二七	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が一時間当たり一〇キログラム以上であること。	×	保安命令での対象施設ではない
二八	コークス炉	原料の処理能力が一日当たり二〇トン以上であること。	×	保安命令での対象施設ではない
二九	ガスターイン	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。	○ ガスターイン機関 (ガスターイン) ○(1, 5)	○ ガスターイン機関 (ガスターイン)
三〇	ディーゼル機関			× 常設設備で燃焼能力50ℓ/h以上のディーゼル機関なし
三一	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三五リットル以上であること。	○(1, 5)	該当なし
三二	ガソリン機関			× 燃焼能力35ℓ/h以上のガソリン機関なし

カッコ内の数字は別表第三の下欄の数字に対応している

○大気汚染防止法第2条13項で定める水銀排出施設

第二条 この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

14 この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいう。

○大気汚染防止法施行令

(水銀排出施設)

第三条の五 法第二条第十四項の政令で定める施設は、条約附属書Dに掲げる施設又は同附属書Dに掲げる工程を行う施設のうち、条約第八条2(b)の基準として環境省令で定める基準に該当するものとする。

○大気汚染防止法施行規則

(水銀排出施設に係る基準)

第五条の二 令第三条の五の環境省令で定める基準は、別表第三の三の中欄に掲げる施設の種類及び規模に該当することとする。

別表第三の三(第五条の二、第十六条の十七関係)

	対象施設、対象要件	保安命令 别表第三、四の該当(電気関係報告規則も同様)	新規制基準対応で設置する設備の該当
一	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであつて、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇万リットル未満のもの(石炭を専焼させるものを除く。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
二	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであつて、前項に掲げるもの以外のもの	× 保安命令での対象施設ではない	—
三	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて銅又は金の精錬の用に供するもの(専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
四	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
五	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含まない。)の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第一の三の項に掲げる施設(専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
六	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて金の精錬の用に供するもの(専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
七	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	× 保安命令での対象施設ではない	—
八	令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定するごみ処理施設(焼却施設に限る。)若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十一号の二、第十二号若しくは第十三号の二に掲げる施設であつて、火格子面積が二平方メートル以上であるか、若しくは焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であるもの(専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であつて、廃棄物処理法施行令第七条第五号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。)	○ (令別表第一の十三に掲げる廃棄物焼却炉)	該当なし
九	廃棄物処理法施行令第六条第一項第二号ホ(2)若しくは同令第六条の五第二号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)第二条第二項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設(回収時に加熱工程を含む施設に限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—

カッコ内の数字は別表第三の下欄の数字に対応している

○ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設

第二条 この法律において「ダイオキシン類」とは、次に掲げるものをいう。

2 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

○ダイオキシン類対策特別措置法施行令

第一条 ダイオキシン類対策特別措置法(以下「法」という。)第二条第二項のダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設で政令で定めるものは別表第一に掲げる施設とし、同項のダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものは別表第二に掲げる施設とする。

別表第一(第一条関係) ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当(電気関係報告規則も同様)	新規制基準対応で設置する設備の該当
一	焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が一時間当たり1トン以上のもの	× 保安命令での対象施設ではない	—
二	製鋼の用に供する電気炉(錫鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)であって、変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上のもの	× 保安命令での対象施設ではない	—
三	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉢炉、溶解炉及び乾燥炉であつて、原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの	× 保安命令での対象施設ではない	—
四	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であつて、焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が一トン以上のもの	× 保安命令での対象施設ではない	—
五	廃棄物焼却炉であって、火床面積(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計)が〇・五平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計)が一時間当たり五〇キログラム以上のもの	〇(1, 2)	該当なし

別表第二(第一条関係) ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当	新規制基準対応で設置する設備の該当
一	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
二	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
三	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
四	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
五	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
六	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
七	カブロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるものの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
八	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
九	四-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
十	二・三-ジクロロ-一・四-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当	新規制基準対応で設置する設備の該当
十一 イ ロ ハ 二	八・十八—ジクロロ—五・十五—ジエチル—五・十五—ジヒドロジインドロ[三・ニ—b:三'・ニ'—m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット)。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ジオキサジンバイオレット洗浄施設 熱風乾燥施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
一二 イ ロ	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの 廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
一三 イ ロ ハ	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの 精製施設 廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
一四 イ ロ ハ	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ろ過施設 精製施設 廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
一五 イ ロ	別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの 廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	○(2)	該当なし
一六	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。 十二の二 廃ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。)又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 十三 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
一七 イ ロ ハ	フロン類(特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成六年政令第三百八号)別表第一の一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいつ。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの プラズマ反応施設 廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
一八	下水道終末処理施設(第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
一九	第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第一号から第十七号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)	× 保安命令での対象施設ではない	—

カッコ内の数字は別表第三の下欄の数字に対応している

○水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設

第二条

- 2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える污水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。
- 一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質(以下「有害物質」という。)を含むこと。
 - 二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

○水質汚濁防止法施行令

第一条 水質汚濁防止法(以下「法」という。)第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

別表第一(第一条関係)

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当(電気関係報告規則も同様)	新規制基準対応で設置する設備の該当
一	鉱業又は水洗炭業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 堀削用の泥水分離施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
一の二	畜産農業又はサービス農 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設(豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)	左記の事業を行っていないことから対象外	
二	畜産食料品製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
三	水産食料品製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
四	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湤煮施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
五	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湤煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
六	小麦粉製造業 の用に供する洗浄施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
七	砂糖製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
八	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業 の用に供する粗製あんの沈でんそう	左記の事業を行っていないことから対象外	
九	米菓製造業又はこうじ製造業 の用に供する洗米機	左記の事業を行っていないことから対象外	

	対象施設、対象要件	保安命令 別表 第三、四の該当 (電気関係報告規 則も同様)	新規制基準対応 で設置する設備 の該当
十	飲料製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 榨汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
十一	動物系飼料又は有機質肥料の製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
十二	動植物油脂製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
十三	イースト製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
十四	でん粉又は化工でん粉の製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
十五	ぶどう糖又は水あめの製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
十六	麵類製造業 の用に供する湯煮施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
十七	豆腐又は煮豆の製造業 の用に供する湯煮施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
十八	インスタントコーヒー製造業 の用に供する抽出施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
十八の二	冷凍調理食品製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
十八の三	たばこ製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
十九	紡績業又は繊維製品の製造業 若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケゾット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設		左記の事業を行っていないことから 対象外

	対象施設、対象要件	保安命令 別表 第三、四の該当 (電気関係報告規 則も同様)	新規制基準対応 で設置する設備 の該当
二十 イ ロ	洗毛業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 洗毛施設 洗化炭施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	
二十一 イ ロ ハ	化学繊維製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 湿式紡糸施設 リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 原料回収施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	
二十一の二	一般製材業又は木材チップ製造業 の用に供する湿式バーカー	左記の事業を行っていないことから 対象外	
二十一の三	合板製造業 の用に供する接着機洗浄施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	
二十一の四 イ ロ	パーティクルボード製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 湿式バーカー 接着機洗浄施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	
二十二 イ ロ	木材薬品処理業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 湿式バーカー 薬液浸透施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	
二十三 イ ロ ハ ニ 木 ヘ ト チ リ ヌ ル	パルプ、紙又は紙加工品の製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 原料浸せき施設 湿式バーカー 碎木機 蒸解施設 蒸解廃液濃縮施設 チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 漂白施設 抄紙施設(抄造施設を含む。) セロハン製膜施設 湿式繊維板成型施設 廃ガス洗浄施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	
二十三の二 イ ロ	新聞業、出版業、印刷業又は製版業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 自動式フィルム現像洗浄施設 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	
二十四 イ ロ ハ ニ 木	化学肥料製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ろ過施設 分離施設 水洗式破碎施設 廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	
二十五	削除(平成二十九年八月十六日施行)		
二十六 イ ロ ハ ニ 木	無機顔料製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 洗浄施設 ろ過施設 カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 廃ガス洗浄施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	

	対象施設、対象要件	保安命令 別表 第三、四の該当 (電気関係報告規 則も同様)	新規制基準対応 で設置する設備 の該当
二十七	<p>前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 遠心分離機</p> <p>ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設</p> <p>ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設</p> <p>ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設</p> <p>ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設</p> <p>ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設</p> <p>チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設</p> <p>リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設</p> <p>ヌ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ル 湿式集じん施設</p>		左記の事業を行っていないことから 対象外
二十八	<p>カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 湿式アセチレンガス発生施設</p> <p>ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設</p> <p>ハ ポリビニアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設</p> <p>ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設</p> <p>ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設</p> <p>ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設</p>		左記の事業を行っていないことから 対象外
二十九	<p>コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ ベンゼン類硫酸洗浄施設</p> <p>ロ 静置分離器</p> <p>ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設</p>		左記の事業を行っていないことから 対象外
三十	<p>発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 蒸留施設</p> <p>ハ 遠心分離機</p> <p>ニ ろ過施設</p>		左記の事業を行っていないことから 対象外
三十一	<p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設</p> <p>ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設</p> <p>ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</p>		左記の事業を行っていないことから 対象外
三十二	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設</p> <p>ハ 遠心分離機</p> <p>ニ 廃ガス洗浄施設</p>		左記の事業を行っていないことから 対象外
三十三	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 縮合反応施設</p> <p>ロ 水洗施設</p> <p>ハ 遠心分離機</p> <p>ニ 静置分離器</p> <p>ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設</p> <p>ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設</p> <p>ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</p> <p>チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>リ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ヌ 湿式集じん施設</p>		左記の事業を行っていないことから 対象外

	対象施設、対象要件	保安命令 別表 第三、四の該当 (電気関係報告規 則も同様)	新規制基準対応 で設置する設備 の該当
三十四	合成ゴム製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input checked="" type="checkbox"/> ろ過施設 <input type="checkbox"/> 脱水施設 <input type="checkbox"/> 水洗施設 <input type="checkbox"/> ラテツクス濃縮施設 <input type="checkbox"/> スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器		左記の事業を行っていないことから 対象外
三十五	有機ゴム薬品製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input checked="" type="checkbox"/> 蒸留施設 <input type="checkbox"/> 分離施設 <input type="checkbox"/> 廃ガス洗浄施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
三十六	合成洗剤製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input checked="" type="checkbox"/> 廃酸分離施設 <input type="checkbox"/> 廃ガス洗浄施設 <input type="checkbox"/> 湿式集じん施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
三十七	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。) の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input checked="" type="checkbox"/> 洗浄施設 <input type="checkbox"/> 分離施設 <input checked="" type="checkbox"/> ろ過施設 <input type="checkbox"/> アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 <input type="checkbox"/> アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 <input type="checkbox"/> アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 <input type="checkbox"/> イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 <input type="checkbox"/> エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 <input type="checkbox"/> 二—エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 <input type="checkbox"/> シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 <input type="checkbox"/> トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 <input type="checkbox"/> ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 <input type="checkbox"/> プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 <input type="checkbox"/> メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 <input type="checkbox"/> メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 <input type="checkbox"/> 廃ガス洗浄施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
三十八	石けん製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input checked="" type="checkbox"/> 原料精製施設 <input type="checkbox"/> 塩析施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
三十八の二	界面活性剤製造業 の用に供する反応施設(一・四—ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)		左記の事業を行っていないことから 対象外
三十九	硬化油製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input checked="" type="checkbox"/> 脱酸施設 <input type="checkbox"/> 脱臭施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
四十	脂肪酸製造業 の用に供する蒸留施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
四十一	香料製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input checked="" type="checkbox"/> 洗浄施設 <input type="checkbox"/> 抽出施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
四十二	ゼラチン又はにかわの製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input checked="" type="checkbox"/> 原料処理施設 <input type="checkbox"/> 石灰づけ施設 <input type="checkbox"/> 洗浄施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
四十三	写真感光材料製造業 の用に供する感光剤洗浄施設		左記の事業を行っていないことから 対象外

	対象施設、対象要件	保安命令 別表 第三、四の該当 (電気関係報告規 則も同様)	新規制基準対応 で設置する設備 の該当
四十四 イ ロ	天然樹脂製品製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 原料処理施設 脱水施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	
四十五	木材化学工業 の用に供するフルフラール蒸留施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	
四十六 イ ロ ハ ニ	第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業 の用に供する施 設であつて、次に掲げるもの 水洗施設 ろ過施設 ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 廃ガス洗浄施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	
四十七 イ ロ ハ ニ ホ	医薬品製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 動物原料処理施設 ろ過施設 分離施設 混合施設(第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) 廃ガス洗浄施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	
四十八	火薬製造業 の用に供する洗浄施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	
四十九	農薬製造業 の用に供する混合施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	
五十	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業 の用に供する試薬製造施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	
五十一 イ ロ ハ ニ ホ	石油精製業(潤滑油再生業を含む。) の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 脱塩施設 原油常圧蒸留施設 脱硫施設 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 潤滑油洗浄施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	
五十一の二	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製 品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業 の用に供する 直接加硫施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	
五十一の三	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバン ド製造業 の用に供するラテツクス成形型洗浄施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	
五十二 イ ロ ハ ニ ホ	皮革製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 洗浄施設 石灰づけ施設 タンニンづけ施設 クロム浴施設 染色施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	
五十三 イ ロ	ガラス又はガラス製品の製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 研磨洗浄施設 廃ガス洗浄施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	
五十四 イ ロ ハ	セメント製品製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 抄造施設 成型機 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)	左記の事業を行っていないことから 対象外	
五十五	生コンクリート製造業 の用に供するバツチャーブラント	左記の事業を行っていないことから 対象外	
五十六	有機質砂かべ材製造業 の用に供する混合施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	
五十七	人造黒鉛電極製造業 の用に供する成型施設	左記の事業を行っていないことから 対象外	

	対象施設、対象要件	保安命令 別表 第三、四の該当 (電気関係報告規 則も同様)	新規制基準対応 で設置する設備 の該当
五十八	窯業原料(うわ葉原料を含む。)の精製業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input checked="" type="checkbox"/> 水洗式破碎施設 <input type="checkbox"/> 水洗式分別施設 <input checked="" type="checkbox"/> 酸処理施設 <input checked="" type="checkbox"/> 脱水施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
五十九	碎石業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input checked="" type="checkbox"/> 水洗式破碎施設 <input type="checkbox"/> 水洗式分別施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
六十	砂利採取業 の用に供する水洗式分別施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
六十一	鉄鋼業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input checked="" type="checkbox"/> タール及びガス液分離施設 <input type="checkbox"/> ガス冷却洗浄施設 <input checked="" type="checkbox"/> 圧延施設 <input checked="" type="checkbox"/> 焼入れ施設 <input checked="" type="checkbox"/> 湿式集じん施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
六十二	非鉄金属製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input checked="" type="checkbox"/> 還元そう <input type="checkbox"/> 電解施設(溶融塩電解施設を除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 焼入れ施設 <input checked="" type="checkbox"/> 水銀精製施設 <input checked="" type="checkbox"/> 廃ガス洗浄施設 <input checked="" type="checkbox"/> 湿式集じん施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
六十三	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。) の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input checked="" type="checkbox"/> 焼入れ施設 <input type="checkbox"/> 電解式洗浄施設 <input checked="" type="checkbox"/> カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 <input checked="" type="checkbox"/> 水銀精製施設 <input checked="" type="checkbox"/> 廃ガス洗浄施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
六十三の二	空きびん卸売業 の用に供する自動式洗びん施設		左記の事業を行っていないことから 対象外
六十三の三	石炭を燃料とする火力発電施設 のうち、廃ガス洗浄施設	○	該当なし
六十四	ガス供給業又はコークス製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input checked="" type="checkbox"/> タール及びガス液分離施設 <input type="checkbox"/> ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)		左記の事業を行っていないことから 対象外
六十四の二	水道施設(水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第八項※1に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第六項※2に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第二十一条第一項※3に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ※1:水道法第3条第8項 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。)であつて、 <u>当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するもの</u> をいう。 ※2:工業用水道事業法第2条第6項 この法律において「工業用水道施設」とは、 <u>工業用水道事業者</u> の工業用水道に属する施設をいう。 ※3:工業用水道事業法第21条第1項 工業用水道事業者が設置している工業用水道以外の工業用水道であつて政令で定めるもの(以下「自家用工業用水道」という。)を布設する者は、給水開始の後遅滞なく、次の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。 工業用水道事業法施行令第2条 法第二十一条第一項 の政令で定めるものは、一日最大給水量(海水の量又は他の工業用水道若しくは工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号)第三条第一項 の許可を受けた井戸(同法第六条第一項 の規定により同法第三条第一項 の許可を受けたものとみなされる井戸を含む。)から供給される水の量を除く。)が五千立方メートル以上の工業用水道とする。		左記の事業を行っていないことから 対象外
	<input checked="" type="checkbox"/> 沈でん施設 <input type="checkbox"/> ろ過施設		
六十五	酸又はアルカリによる表面処理施設	× 保安命令での対象施設ではない	-

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当(電気関係報告規則も同様)	新規制基準対応で設置する設備の該当
六十六	電気めつき施設	×	—
六十六の二	エチレンオキサイド又は一・四—ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)	×	—
六十六の三	旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
六十六の四	共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第六条に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゆう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)	左記の事業を行っていないことから対象外	
六十六の五	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設(総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)	左記の事業を行っていないことから対象外	
六十六の六	飲食店(次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)	左記の事業を行っていないことから対象外	
六十六の七	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)	左記の事業を行っていないことから対象外	
六十六の八	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設(総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)	左記の事業を行っていないことから対象外	
六十七	洗濯業の用に供する洗浄施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
六十八	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
六十八の二	病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるものの イ ちゆう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
六十九	ヒ畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	左記の事業を行っていないことから対象外	
六十九の二	卸売市場(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場	左記の事業を行っていないことから対象外	
七十	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第十四号に規定するものをいう。) ※海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号 廃油処理施設 廃油の処理(廃油が生じた船舶内での処理を除く。以下同じ。)の用に供する設備(以下「廃油処理設備」という。)の総体をいう。 (同第3条第13号 廃油 船舶内において生じた不要な油をいう。)	×	—
七十の二	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)	左記の事業を行っていないことから対象外	
七十一	自動式車両洗浄施設	×	—
七十一の二	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設	×	—

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当(電気関係報告規則も同様)	新規制基準対応で設置する設備の該当
七十一の三	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定するものをいう。)である焼却施設 ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設で政令で定めるもの(以下単に「ごみ処理施設」という。)、し尿処理施設(浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。)及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者(第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。)は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。	×	保安命令での対象施設ではない
七十一の四	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設	×	保安命令での対象施設ではない
七十一の五	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)	×	保安命令での対象施設ではない
七十一の六	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)	×	保安命令での対象施設ではない
七十二	し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。)	×	保安命令での対象施設ではない
七十三	下水道終末処理施設	×	保安命令での対象施設ではない
七十四	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前二号に掲げるものを除く。)	×	保安命令での対象施設ではない

対象施設のうち、太字+下線については特定の生業や事業所を対象としていることから、対象外である。

○水質汚濁防止法第5条第3項に規定する有害物質貯蔵指定施設

第五条

3 工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者(第一項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。)又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設(指定施設(有害物質を貯蔵するものに限る。)であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(以下省略)

※第二条 4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの(第十四条の二第二項において「指定物質」という。)を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

○水質汚濁防止法施行令

第四条の四 法第五条第三項の政令で定める指定施設は、第二条に規定する物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設とする。

第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

	対象物質	保安命令 別表第三、四の該当(電気関係報告規則も同様)	新規制基準対応で設置する設備の該当
一	カドミウム及びその化合物	○	該当なし
二	シアン化合物	○	該当なし
三	有機燐化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメタン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)	○	該当なし
四	鉛及びその化合物	○	該当なし
五	六価クロム化合物	○	該当なし
六	砒素及びその化合物	○	該当なし
七	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	○	該当なし
八	ポリ塩化ビフェニル	○	該当なし
九	トリクロロエチレン	○	該当なし
十	テトラクロロエチレン	○	該当なし
十一	ジクロロメタン	○	該当なし
十二	四塩化炭素	○	該当なし
十三	一・ニージクロロエタン	○	該当なし
十四	一・一・ジクロロエチレン	○	該当なし
十五	一・ニージクロロエチレン	○	該当なし
十六	一・一・一・トリクロロエタン	○	該当なし
十七	一・一・ニートリクロロエタン	○	該当なし
十八	一・三・ジクロロプロペン	○	該当なし
十九	テトラメチルチウラムジスルフイド(別名チウラム)	○	該当なし
二十	ニ・クロロ・四・六・ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)	○	該当なし
二十一	S-四-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)	○	該当なし
二十二	ベンゼン	○	該当なし
二十三	セレン及びその化合物	○	該当なし
二十四	ほう素及びその化合物	○	該当なし
二十五	ふつ素及びその化合物	○	該当なし
二十六	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	○	該当なし
二十七	塩化ビニルモノマー	○	該当なし
二十八	一・四・ジオキサン	○	該当なし

○騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設に該当する電気工作物
(同法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。)

別紙-6

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

○騒音規制法施行令

第一条 騒音規制法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

別表第一(第一条関係)

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当(電気関係報告規則も同様)	新規制基準対応で設置する設備の該当
一 イ ロ ハ	金属加工機械 圧延機械(原動機の定格出力の合計が二二・五キロワット以上のものに限る。) 製管機械 ベンディングマシン(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。)		
ニ 木 ヘ ト チ リ ヌ ル	液圧プレス(矯正プレスを除く。) 機械プレス(呼び加圧能力が二九四キロニュートン以上のものに限る。) せん断機(原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。) 鍛造機 ワイヤーフォーミングマシン ブラスト(タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。) タンブラー 切断機(といしを用いるものに限る。)	×	保安命令での対象施設ではない
二	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)	○	○ 可搬型窒素ガス供給装置(空気圧縮機)
三	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)	○ (破碎機、摩碎機)	該当なし
四	織機(原動機を用いるものに限る。)	×	保安命令での対象施設ではない
五 イ ロ	建設用資材製造機械 コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。) アスファルトプラント(混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。)	×	保安命令での対象施設ではない
六	穀物用製粉機(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)	×	保安命令での対象施設ではない
七 イ ロ ハ ニ 木 ヘ	木材加工機械 ドラムバーカー チッパー(原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。) 碎木機 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。) 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。) かんな盤(原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)	×	保安命令での対象施設ではない
八	抄紙機	×	保安命令での対象施設ではない
九	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	×	保安命令での対象施設ではない
一〇	合成樹脂用射出成形機	×	保安命令での対象施設ではない
一一	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)	×	保安命令での対象施設ではない

○振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第2条第1項に規定する特定施設に該当する電気工作物
(同法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。)

別紙-7

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

○振動規制法施行令

第一条 振動規制法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

別表第一(第一条、第三条関係)

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当(電気関係報告規則も同様)	新規制基準対応で設置する設備の該当
一	金属加工機械 イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス ハ せん断機(原動機の定格出力が一キロワット以上のものに限る。) ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が三七・五キロワット以上のものに限る。)	×	
二	圧縮機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)	○	○ 可搬型窒素ガス供給装置
三	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)	○ (破碎機、摩碎機)	該当なし
四	織機(原動機を用いるものに限る。)	×	
五	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が二・九五キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が一〇キロワット以上のものに限る。)	×	
六	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が二・ニキロワット以上のものに限る。)	×	
七	印刷機械(原動機の定格出力が二・ニキロワット以上のものに限る。)	×	
八	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が三〇キロワット以上のものに限る。)	×	
九	合成樹脂用射出成形機	×	
十	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)	×	

○大気汚染防止法第2条第9項で定める一般粉じん発生施設

別紙-8

第二条 この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

9 この法律において「一般粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

○大気汚染防止法施行令

(一般粉じん発生施設)

第三条 法第二条第九項の政令で定める施設は、別表第二の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。

別表第二(第三条関係)

	対象施設	対象要件	電気関係報告規則第4条に基づく手続き対象	新規制基準対応で設置する設備の該当
一	コークス炉	原料処理能力が一日当たり五〇トン以上であること。	○	該当なし
二	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積が一、〇〇〇平方メートル以上であること。	○ 工事に伴い土石の堆積場を一時的に設置する可能性有り	該当なし
三	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が七五センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が〇・〇三立方メートル以上であること。	○ 工事に伴いセメントの用に供する施設を一時的に設置する可能性あり	該当なし
四	破碎機及び摩碎機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が七五キロワット以上であること。	○ 同上	該当なし
五	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が一五キロワット以上であること。	○ 同上	該当なし

○水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する指定項目

第四条の二 環境大臣は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域（ほとんど陸岸で囲まれている海域に限る。）であり、かつ、第三条第一項又は第三項の排水基準のみによつては環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準（以下「水質環境基準」という。）の確保が困難であると認められる水域であつて、第二条第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の政令で定める項目（以下「指定項目」という。）ごとに政令で定めるもの（以下「指定水域」という。）における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に關係のある地域として指定水域ごとに政令で定める地域（以下「指定地域」という。）について、指定項目で表示した汚濁負荷量（以下単に「汚濁負荷量」という。）の総量の削減に関する基本方針（以下「総量削減基本方針」という。）を定めるものとする。

○水質汚濁防止法施行令

第四条の二 法第四条の二第一項の政令で定める項目は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める水域は、当該項目ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める地域は、当該水域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

化学的酸素要求量	館山市洲崎から三浦市剣崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域 愛知県伊良湖岬から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第一号に掲げる区域 別表第二第二号に掲げる区域
窒素又はりんの含有量	館山市洲崎から三浦市剣崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域 愛知県伊良湖岬から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬まで引いた線、愛媛県高茂崎から大分県鶴御崎まで引いた線、山口県特牛灯台から同県角島通瀬崎まで引いた線、同崎から福岡県妙見崎灯台まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域	別表第二第一号に掲げる区域 別表第二第二号に掲げる区域 別表第二第三号に掲げる区域

別表第二（第四条の二関係）

一	
イ	埼玉県の区域のうち、川越市（以下省略）
ロ	千葉県の区域のうち、千葉市（以下省略）
ハ	東京都の区域のうち、特別区（以下省略）
二	神奈川県の区域のうち、横浜市（以下省略）
三	
イ	岐阜県の区域のうち、岐阜市（以下省略）
ロ	愛知県の区域のうち、名古屋市（以下省略）
ハ	三重県の区域のうち、津市（以下省略）
四	
イ	京都府の区域のうち、京都市（以下省略）
ロ	大阪府の区域
ハ	兵庫県の区域のうち、神戸市（以下省略）
二	奈良県の区域のうち、奈良市（以下省略）
ホ	和歌山県の区域のうち、和歌山市（以下省略）
ヘ	岡山県の区域
ト	広島県の区域のうち、広島市（以下省略）
チ	山口県の区域のうち、下関市（以下省略）
リ	徳島県の区域のうち、徳島市（以下省略）
ヌ	香川県の区域
ル	愛媛県の区域のうち、松山市（以下省略）
ヲ	福岡県の区域のうち、北九州市（以下省略）
ワ	大分県の区域のうち、大分市（以下省略）
備考	この表に掲げる区域は、平成十三年六月一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

女川原子力発電所の敷地は指定地域外であることから対象外である。

○大気基準適用施設、水質基準対象施設

○ダイオキシン類対策特別措置法

第十条 都道府県知事は、大気排出基準(第八条第三項の規定により定められる排出基準のうち、排出ガスに係るものを含む。以下この項において同じ。)が適用される特定施設(以下「大気基準適用施設」という。)が集合している地域で、大気排出基準のみによっては第七条の基準のうち大気の汚染に関する基準の確保が困難であると認められる地域として政令で定める地域(以下「指定地域」という。)にあっては、当該指定地域に設置されている特定事業場で大気基準適用施設を設置しているもの(以下「総量規制基準適用事業場」という。)から大気中に排出されるダイオキシン類について、総量削減計画を作成し、これに基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

第十二条 特定施設を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

六 大気基準適用施設にあっては発生ガス(大気基準適用施設において発生するガスをいう。以下同じ。)、水質排出基準(第八条第三項の規定により定められる排出基準のうち、排出水に係るものを含む。)に係る特定施設(以下「水質基準対象施設」といふ。)にあっては当該水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法

○ダイオキシン類対策特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法施行令

上記の「特定施設」とは、法第二条第二項において「ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設」で政令で定めるもの」とされており、施行令第一条において「ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設」で政令で定めるものは別表第一に掲げる施設とし、同項のダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものは別表第二に掲げる施設とする。」と定められている。

別表第一(第一条関係) ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設

	対象施設、対象要件	電気関係報告規則 第4条に基づく手続き対象	新規制基準 対応で設置する設備の該当
一	焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が一時間当たりトントン以上のもの	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
二	製鋼の用に供する電気炉(鉄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)であって、変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上のもの	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
三	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
四	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が一トントン以上のもの	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
五	廃棄物焼却炉であって、火床面積(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計)が〇・五平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計)が一時間当たり五〇キログラム以上のもの	○	該当なし

別表第二(第一条関係) ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設

	対象施設、対象要件	電気関係報告規則 第4条に基づく手続き対象	新規制基準 対応で設置する設備の該当
一	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
二	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
三	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
四	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
五	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
六	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
七 イ ロ ハ	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの 硫酸濃縮施設 シクロヘキサン分離施設 廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—

	対象施設、対象要件	電気関係報告規則 第4条に基づく手続き対象	新規制基準 対応で設置する設備の該当
八 イ ロ	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの 水洗施設 廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
九 イ ロ ハ	四—クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ろ過施設 乾燥施設 廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
十 イ ロ ハ	二・三—ジクロロ—・四—ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ろ過施設 廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
十一 イ ロ ハ 二	八・十八—ジクロロ—五・十五—ジエチル—五・十五—ジヒドロジインドロ[三・ニ—b:三'・二'—m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ジオキサジンバイオレット洗浄施設 熱風乾燥施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
十二 イ ロ	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの 廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
十三 イ ロ ハ	亜鉛の回収(製錫の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの 精製施設 廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
十四 イ ロ ハ	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ろ過施設 精製施設 廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
十五 イ ロ	別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの 廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	○	該当なし
十六	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。 十二の二 ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。)又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 十三 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
十七 イ ロ ハ	フロン類(特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成六年政令第三百八号)別表第一の一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの プラズマ反応施設 廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
十八	下水道終末処理施設(第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
十九	第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第一号から第十七号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—